

参議院大蔵委員会會議録第十八号

昭和三十七年三月二十七日(火曜日)
午前十時三十三分開会

委員の異動

本日委員前田久吉君辞任につき、その補欠として村山道雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 上林 忠次君
佐野 巖君
荒木正三郎君
市川 房枝君

委員

青木 一男君
岡崎 真一君
高橋 衛君
田中 茂雄君
林屋亀次郎君
堀 末治君
村山 道雄君
山本 米治君
木村福八郎君
平林 剛君
原島 宏治君
大竹平八郎君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 堀本 宣実君
大蔵省主税局長 村山 達雄君
文部省社会 教育局長 斎藤 正君

事務局側
常任委員 坂入長太郎君
会専門員
法制局側
法制局長 斎藤 朝郎君
説明員
大蔵大臣官房 佐竹 浩君
財務調査官

本日の会議に付した案件
○国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○トラップ類税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を開きます。
国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は御発言願います。
○木村福八郎君 税制調査会に、この点について今度は諮問されたのですか。国民貯蓄組合法の非課税限度を五十万円に上げるについて、諮問いたしたのでしょうか。前回の三十万円に上げるときには諮問しておりますが、今回はなぜ諮問しなかったのですか。

○政府委員(村山達雄君) 当時はこの諮問がまだ具体的に出ておりませんで、正式には、はっきり記憶しておりませんが、正式な諮問はしていないと存じます。ただ、この貯蓄組合の限度引き上げの問題というのは、去年でも問題になりまして、やはり正式に取り上げ

た議題ではありませんでした。委員の方でこのことに言及されて、中には、やはりこの問題はそろそろ限度をある程度引き上げる方向で解決すべきである、こういう発言をされた委員があったことだけは記憶しております。
○木村福八郎君 そうですか。この際限度を引き上げてもよろしいという意見を述べた委員もあつたのでしょうか。反対の意見の委員はなかったのですか。反対の意見を述べた委員はございませうでしたか。

○政府委員(村山達雄君) そのときは、たしか正式に議題で取り上げなかつたものですから、ある特定の委員がその問題にちょっと個人的の御意見として言及されて、措置法についても貯蓄奨励という点でたとえはということとで、こういうことを御発言になつて、それについて反対の意見が開陳されるような事情になつた、そういう空気ではなかつたわけでございます。一人の方が言われて、それなりに済んでしまつた、こういう事情でございます。

○木村福八郎君 その点は、正式に今回は諮問されなかつたから、そういう賛成、反対の正式な意見が十分開陳されなかつたということが了解できますが、それでは、この前諮問しているわけですね、前回の三十万円のときに、そのときに、第三回の税制企業合同部会に提出されました租税特別措置に関する問題点として、その中で特に貯蓄奨励のための減免措置関係について、諮問が行なわれていたと聞いて、

その中で、国民貯蓄組合法に基づく貯蓄奨励策について、特に次の諸点に關連してどう考えるかという諮問事項を出しております。その中で特に、窓口組合や地域組合等の現状から見て、貯蓄奨励策としての国民貯蓄組合制度が現実には果たしている機能。第二に、この制度が、戦時の地域組合を中心とする貯蓄増強のためにとられた措置であつて、現在の事情に合わないこと。また適正な執行が困難であること等から見て、これにかえて新しく少額貯蓄に対する免税制度を創設すること。第三は、郵便貯金利子の非課税措置との関連。こういう内容の諮問をしておるわけですね。で、これに対してどういふ答申がなされたかですね。

○政府委員(村山達雄君) 今、実は答申案を持っておりませんので、正確なことはあれでございしますが、たしか去年は否定的な方向での答申がなされたように覚えております。

○木村福八郎君 そうなるとございましょう。そこで、今回三十万円を五十万円に上げる場合に――前回の答申では否定的な答申であつたわけでしょう。今回の場合は、前回否定的な答申がなされた趣旨、精神、それから理由ですね、やはりそういうものを十分考慮して、三十万円を五十万円に上げる措置を考えたかどうか。この前の答申の理由とか、その趣旨、そういうものを私は全然無視しているのじゃないかと思うのです。その事情は私は同じであると思うのです。三十万円に上げるときの事情、上げるときには答申は否

定的な答申をしているのです。しかし、それは三十万円を五十万円に上げるときにも同じであると私は思うのです。それなのに、なぜ三十万円を五十万円に上げるときにはこういうふうになつたのか。

○政府委員(村山達雄君) 前回の答申の際には、確かに否定的な方向での答申がなされておりましたが、その際、国民貯蓄組合制度の改正という問題を當時は問題にしなかつたわけですね。現状の国民貯蓄組合制度のもとでどうするかという問題、しかも、その限度引き上げの問題も、中心として考えられませんでした。やはり国民貯蓄組合の非課税限度ブローの問題として論じられていたのでございます。そういう意味で、われわれは乱用の多いこの制度をそのままにしておいて、しかも国民貯蓄組合だけ上げるといふその方向に対しては反対である、こういう答申がなされたわけでございますが、今回は郵便貯金の預入限度の引き上げの問題から関連しておるわけでありまして、これは預入限度の問題でございまして、これは直接には税制の問題ではなくて、むしろ金融の問題でござい

ます。で、結果といたしまして、郵便貯金の利子は非課税とするということとは長年やっておるわけでありまして、その意味で税に替りて参ります。その点につきましては、これは正式には郵便貯金の預入限度を引き上げるかどうかという問題については、税制調査会の討議事項にはなっておりません。た

だ、一般に貯蓄奨励に関する税制上の奨励措置いかに、奨励措置に関する批判いかんという議題の際に、相当の委員の方は、郵便貯金のような零細預金の利子については非課税とするという十分の理由は現状から見えてあるのではなからうか、こういう意見が少数あったわけでございます。そういうことにかんがみまして、今度郵便貯金の預入限度、これを五十万円に引き上げる、その結果非課税になります、それをわれわれのほうで強く反対するといふわけには参らなかつたわけでありま

す。そういったまじと、今度は金融の関係からのそれとのバランスで、国民貯蓄組合の限度の引き上げの問題、こういう問題がそのほうから起こつて参るわけでありま。

そこで、われわれのほうといたしましては、現行の貯蓄組合制度このままでは、われわれとしてはどうしても承認しがたい。これに關して従来利用がいられておりましたから、その点に關する抜本的な改正がなければ、たとえそれが限度引き上げというものが直接的には郵便貯金の預入限度とのバランスで発生した問題といつても、税制上は困る、こういうことである。折衝いたしまして、今回銀行当局のほうでも、それじゃあ抜本的に改正しようといふことになりまして、それで今度のような措置を講ずることになったわけでございます。こういたしますと、まあ両方、預入限度の引き上げとそれから乱用防止、この両方を両々相待ってやつた場合のあの姿を考へてみま

す。税制上もなるほど限度は上がりますけれども、税制上としては現状よりは一歩前進である、こういう見通し

のもとにわれわれも賛意を表したわけでございます。

○木村 八郎君 ども私は納得できないのです。郵便貯金の問題とちよつとこれは性質が違ふように思うのです。これは荒木委員も前に質問されたやうですけれども、大体、この国民貯蓄組合の支配的な組合形式は窓口組合です。それで、前回の答申の際の討議の内容を見ますと、五千二百万人の国民貯蓄組合のうち七十七に当たる四千万人が窓口組合員で、約二兆一千億円の総預金のうち八五%の約一兆八千億円が窓口組合の預金で占められてゐる。そこで、発生的には国民貯蓄組合といふ以上、組合員相互の連帯意識のもとに相互に貯蓄に励むといふのがその趣旨であつたであらうが、現在では単に少額預金の利子を非課税にするための一つの手段と考へられてゐる、こういうふうな述べてら

は實際問題としてできないのじゃないかと思ふのです。

それで、前に請問いたしましたこの制度は、戦時の地域組合を中心として貯蓄増強のためにとられた措置であつて、現在の事情に沿わないこと、また適正な施行が困難であること等から見

て、それにかえて新しく少額貯蓄に対する免税制度を創設すること、こういう諮問をされておるわけですね。ですから、なぜこれをやめまして少額貯蓄に対する免税制度を創設するといふ新しい措置を講じようとしたのか、私がお聞きしたいのはその点と、それからこの前の答申において、この少額貯蓄に対する免税制度の創設についての学識経験者の、あるいは専門家のそういう意見といふものはなかつたの

はうがベターではなからうか。こういう一つの理論的の問題として提示したわけでございます。ちよつとこれから全く新しい税制を、ちよつと白紙に絵をかくやうに、新しい税制をしくとした場合の論理的の問題として提示したわけでございます。そのとき、私記憶してありますが、そうすべきだといふような結論も実はなくて、いろいろの御討議がなされたときに、少なくとも今の郵便貯金のような零細なものは別途に考へていいんじゃないか、こういうことが相当なる委員からの発言がござい

まして、實際論として現在の制度をすべし少額貯蓄制度に切りかへるという意見は、あるいは結論はなかつたと思つております。

それから、五十万円にすると乱用がふえるではないかといふお話でござい

れわれの見るところ、この貯蓄組合の加入に免税制度を作つておいても、結局銀行間の預金の争奪だけの話じゃないか、そのために一体消費に回るものが貯蓄に回るといふ問題については

それほど関係ないんじゃないか、あるいは株に向かうべきものがそのために預金に來るといふやうなことも、論理として言へても、實際に実感としてはそれほど多いことはないんじゃないか、また乱用については銀行もよく御存じのはずなんじゃないか、こういうことをわれわれとして述べたわけ

でございます。だから、これを一体防止するにはどうしたらいいか、それは制度の抜本的改正その他ありますけれども、現行法のもとにおいても乱用の防止が十分できるんじゃないか、お互いに預金争奪戦であつてみれば、金融界全体としてみれば益するところがないんじゃないかといふところを率直に述べたわけでございますが、そのときには銀行界の方々の個人的御意見として、確かに君の言ふとおりかもしれぬ、しかし残念ながら預金獲得競争が始まつておつてみれば、これはなかなか急に現行制度のもとにおいてやめるわけにはいかぬのだ、新しいスタートをしてもらつて、制度を改正する、みんなが今度は新しい制度のもとにおいて一せいに乱用防止を銀行側もその趣旨で決定して運用するといふことである、これはおのづからいふであらう、要するに競争してきてゐるんだ、だから今の制度のままこれをやめるといつてもそれはうまくいかぬのだ、どこか踏み切りが必要なんだといふ話でございます。われわれもその点はこもつともだと思つてござい

がすでに預金獲得競争のために、そのラインでもって走り始めた。それを停止するということはむずかしい。銀行の方々も、われわれも、好んでこんなことをやっているんじゃない。益するところはちっとも銀行相互間においてないんで、要するに競争激化のための一つの要素が加わっているにすぎない。そういう意味で、ぜひ何らかの機会に切りかえる措置が必要だということとは、われわれはそう思うということでございます。

そんな考えで運営されたら。私は銀行の制約説を言うわけではありませんけれども、三十万円で非常に弊害があつたのです。大体、荒木委員も前に質問されたのですけれども、五十万円の貯蓄をするというものは、相当の高額所得者ですよ。その答申の報告でも、国民貯蓄組合のあつた貯蓄の利子が非課税とされる貯蓄額の限度である三十万円については、郵便貯金の預入限度の引上げの要請と関連して検

の昭和三十四年度貯蓄動向調査をもとにして作成した調査によれば、年間所得階層八十万円ないし九十万円の階層で、初めて二十七万円程度の預貯金を持つてゐることを示している、こうある者は、大体年間所得階層八十万円から九十万円の者です。三十万円ならもっと所得は多いのです。五十万円ならだつたらもっと多いのです。これは一般庶民大衆に関係ないので、ほとんど関係ありません。高額所得者層に対する優遇措置です。しかも、こういうものは不勞所得です。こういう不勞所得に対する課税、資産所得、というものに対して非常に優遇してゐる。資本蓄積の建前から、配当控除と

実益があるならいいのですが、私はこれは実益がないと思う。非常に高額所得者層の優遇措置であると同時に、さっきあなたが言われましたけれど、これによって乱用が防止されると言いますけれども、三十万円が五十万円になれば、高額所得者は一そう非課税の層に落ちる。

りませんか。

それにまた銀行の態度ですね、それは私はここではあまりはつきり申しませんが、われわれそういうあれを知っているわけです。われわれのところへ来るのですから、こういう恩典がございますと。それで競争をやっているのですよ。銀行は投資融資につきましても、高度成長政策に関連して、政府がいかにか自主調整、自主調整と言ったって、なかなかできないのですよ。今の資本主義の経済の制度のもとで、銀行にそういう良心的なものを求めたって、それは無理なんです。そんなことはできっこありませんよ。甘いですよ、さっきの考えは。

だから、やはり制度的にそういうところを、乱用ができないようにするのは、やはり非課税限度をかなり低いところにして、それで全般に零細監

その二つの点です。第一、餉料の負担で、すね、そんなに良心的に考えられるかどうかということ、それから非常にこれは高額所得層の優遇措置なんです。実際に庶民大衆にはこれは無縁のものであると、こう思うのです。この二つの点について。

○政府委員(村山達雄君) 今後の、この改正に伴う銀行の態度がどうなるかという問題でございます。われわれは、この問題で、従来銀行といろいろ

接觸を保つ機會は多いわけでございますが、特にこの乱用防止の問題が非常でないわば国民的な批判の対象にこの数年來なってきたということは、先生も御承知のとおりだろうと思ひますけれども、この点につきましては、銀行側も、相當神経を使つております。それで、われわれが個人的に伺ひましても、はつきりいつて、これは金融界全体としては、お互ひにこの乱用を利用するといふことによつて何らの利益はないといふことはよくわかつてゐるやうでございませう。しかも、昨年あたりに滙泉徴収の監査も相當やりまして、本邦で約二十数億、加算税を入れますと三十億余りの追徴をいたしたわけでございます。これはことごとく銀行の負担になつております。しかも、その負担のみならず、その監査に伴う銀行業務

ます。去年の監査の裏づけ等からい
ましても、われわれはその真意に疑い
を持つわけに参らぬわけではないま
す。もちろん、今度の制度そのものが
抜本的に、たとえば名寄せするとか、
住所地に全部その資料を名寄せする
というわけにいきませんから、それは
なないけれども、おそろいう意味では、
最終的にもう全部乱用を断ち切るとい
うところまではある、はいかないか
もしれません。し

かし、一方におきまして、銀行側のそういう態度が十分期待できません」とともに、他面におきまして、銀行は預入者に対していわゆる確認の今度は権限もあるわけでございます。納税者のほうもそれは税金が安くなればそれにこしたことはない、こういう心理も働きますし、同時にまた、上がったことでもあるし、そういうことまでしたくないという気持ちも、人間でございますので、働くだろうと思うわけでございます。また、銀行のほうにおきましては、今度の制度が主として今の店内の分割とか、あるいは仮装名義、この点を中心としての制度の改正にとどまっておりますために、今後店舗の違う場合の乱用については、金融検査等において、十分その点にも注意を払おう、こういう配慮も実はなされているわけ

それと、もう一つ伺いたいのは、これはいわゆる会社預金といえますか。

ね、社内預金とか言っていますが、それなんか、やはり対象になるわけですね。職域組合は対象になりますね。

○政府委員(村山達雄君) 対象になります。

○木村禮八郎君 今実情をおわかりでしょうか。そういう国民貯蓄組合と社内預金との関係……

○説明員(佐竹浩君) お答え申し上げます。ただいまお話しした点は、いわゆる勤務先預け金と称しておるものに当たるかと思うわけでございますが、これにつきましては、いわゆる悉皆調査的に調査を最近いたしましたものは、さういせん。そういう意味で、いわゆる最近における詳細な実態というものは計数的には実はないわけでござい

ますが、実は以前に、三十四年当時各財務局、財務部を通じて調査をしたものがございまして、それによりまして、大体当時の預金の残高で九百十九億円、当時調査をいたしました会社、工場数約六千四百ばかりでございますが、そこでの預金残高が、ただいま申しましたような九百億でございます。

ただ、これはあるいは全部を尽くしていかどうか、ちょっとそこは疑問でございまして、大体大勢は言えるのではないかと。ただ、その当時におけるいわゆる貯蓄組合のほうの分類で申しますと、職域組合でございまして、職域組合というところでございまして、預金残高は大体千九百億ぐらいござい

ました。そこで、大体どうもその半分以上に当たるわけでございまして、今の数字だけで申しますと、ただ、先ほど申し上げましたように、九百億円というものがすべてを網羅しているかどうか、多少疑問でございまして、その

点、いきなりつき合わせるわけには参りませんけれども、大体そういう姿でございまして、現在でどうか、いわゆる勤務先預け金そのものについての実態計数は現在ではございせんが、いわゆる職域組合として把握しております金額、その預金残高は三十六年の三月現在で約四千億円でございまして、

○木村禮八郎君 先ほど千九百億円職域組合の貯蓄、これに対して九百十九億というのは、国民貯蓄組合の関係と推定されるのですか。

○説明員(佐竹浩君) さうでございます。○木村禮八郎君 そうしますと、現在三十六年三月約四千億円の職域組合の貯蓄に対してさうと半分と見てもいいのですか。

○説明員(佐竹浩君) どうもその点が正確にデータがなくて申しわけないのでございまして、おそろく先ほど申し上げました千九百億円のうちの九百と

いうことに把握されておりますが、実際に千九百の大部分がどうも勤務先預け金ではないかと思われまして、そういう面から申しますと、ただいまの四千億に対して、おそろくはその大部分のものが勤務先預け金と見られるのではなからうか。ただ、これはあくまで推定でございまして、そのように実

は見えておるわけでございまして、○木村禮八郎君 この預金は、銀行法上どういう性質の預金でござい

か。○説明員(佐竹浩君) これは銀行法にいう預金の受け入れという、いわゆる金融機関としての銀行が受け入れる預金ではないわけでございまして、ただ、これは御承知のように、労働基準法に

よりまして、労使間の協定によって従業員から使用者が預かっておる、そういう種類のものではないかと。

○木村禮八郎君 先ほど実態的な調査を十分やっておらないというのですか。これは銀行法の適用を受けないから、大蔵省としてそういう調査をやっておらないということなんですか。銀行法の適用は受けないのですか。

○説明員(佐竹浩君) 御指摘のように、銀行法の適用外でございまして、銀行法の適用は受けません。ただ、これは先ほど申し上げましたように、根拠法規としては労働基準法によって規制されております。

○木村禮八郎君 不特定多数の人からそういう預金を預かって、そしてこれは銀行法の適用を受けないというの

は、どういふわけですか。○説明員(佐竹浩君) まあ先生の御指摘のお話は、おそろく「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」のことをおっしゃっていらっしゃるのだらうと思ひますが、この出資の受け入れの法律では、いわゆる不特定多数の者から出資を受け入れてはならぬという規定がございまして、ただ、第二條で、別に法律に定めるところによつてやるものは、これは除くという

ことがございまして、銀行法等によつて、先ほど申し上げております労働基準法という根拠法を持っておりまして、ものは、やはりこれは除かれるというふうには実は解釈をいたしておるわけ

でございます。○木村禮八郎君 もし弊害があった場合には、どうするのですか。たとえ

ば、ある会社が従業員に社内預金をさしている。で、御承知のように、非常に金利は高いのです。その会社がつぶれたような場合、どうなるのですか。

○説明員(佐竹浩君) まさに御指摘のようない心配があるわけでござい

ますが、それにつきましては、労働基準法の中に規定を設けて、つまり使用者が従業員から預かり金を受け入れ

た場合には、預かり金の管理規程と申しますか、どういふふう

に管理していくかという管理規程を定めなければならぬ。で、それを主務官庁に届出を要する。この場合は、労働大臣に届ける必要があるということが一つ。それから、従業員のほうから返還の請求が行なわれたときに、これはもちろん返還しなければならぬとい

うことを義務づけておるわけでござい

ます。そのほか運営の状況を見ま

して、もしも好ましくないというよう

な事態が見られました場合には、この中止を命ずることもできるというよう

な規定があるわけでござい

ます。これは労働基準法の中でさうい

うことを規定しております。

○木村禮八郎君 労働基準法との関連は、これからあとで聞きますが、今ま

でさういふ弊害があった事例で

すね、会社がつぶれたようなケース、それ

ばかりでなく、今度は従業員が退職する

ような場合、いろいろその退職につ

いて制約を受けたら、あるいはその他

労働条件等について不利な取り扱い

を受けたり、そういう事例があるやに聞

いておるのです。それは調査されまし

てですか。

○説明員(佐竹浩君) 特別の個々の

ケースについて、必ずしも全面的に把

握をいたしてはおりませんのでござ

います。ただ、先先生御指摘のよう

に、確かにいろいろ心配があるわけ

でございます。たとえば、会社がつぶ

れた場合には、どうなるか。それにつ

きまして、会社がつぶれてしま

う場合には、一体この預金の扱い

はどうなるかという点を見ますと、

これはいわゆる給料、賃金等と同じ

ような扱いを受けまして、いわゆる先

取得権で保護されるという形にな

つておるわけでござい

ます。ただ、全体として見ますと、いわゆる預金者保護とい

うこと、一般の金融機関における預

金者保護という考え方が、必ずしも本

件についてはそのまま同じように考

えられない面があるのではないかと申

します。これは、一般金融機関でござ

いまして、まさにいわゆる不特定多数

の人々から預金の受け入れをするわけ

でござい

ます。ところが、本件につきま

しては、あくまで労使間の話し合いで

使間の協調関係を基礎にして成り立

ておるものでござい

ます。したがって、使用者側、従業員側、お互いに

納得をいたしまして、さうい

うわけで、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

う性質のもので、契約関係に入るとい

れども、あなた實際を御存じだと思つたのですがね。そんなものじゃないですよ。社内預金はかなり利回りが高いでしょう、金利が。ですから、一応会社と話し合ひでやるとしても、親戚とか近所の人のそういうあれまでも持つてきて、会社に預けるといふ傾向もないとはいえないのですよ。そういう實際をあなたは十分把握されていまして、その金額が非常に多いので、そういう事例もあるやに私も聞いておるのです。そういう實際を把握されましたか、調査をされましたか。

○説明員(佐竹浩君) その点につきましては、実はその詳細な實際は把握いたしておりません。ただ、私どもの耳にも寄り寄りいろいろな話が入つてはおります。ただ、その中で、先般ちょっと聞きましたことは、たとえば退職をしたあともその人の預金がその勤務先預け金の中に残つておつたというような事例がどこかにあつたというような話も、ちらと聞きました。これはよく考えてみますと、退職してから後に新たに預け入れるということでごさいますと、工合悪いかもしれないが、たまたま在職中からずっと積んでおつたのを、やめた後もそのまま残つておつた。いずれは整理しなくちゃならぬけれども、過渡的に残つておつたものというふうに善意に解すれば、必ずしもそう一がいにかとめるわけにいかぬのじゃないかと思ひますが、しかし、制度の性質上そういうことがやはり許されてはなりません。また、たゞいま御指摘のように、親類縁者等が高利につられて入つてくるというようなことでは、これはまたまさに乱用でございまして、そういうようなことが行な

われませんように、これはまあ十分注意して指導を行なつて参らなければならぬ、かように存じております。

○木村禮八郎君 私は、大蔵省労働基準法のほうに譲つてしまひまして、これを銀行法の対象にしないというのはいかがいと思ひます。金額も非常にたくさんありますし、本質は預金業務を行なつてゐるのと同じです。預け入れについては、こういうことを労働基準法に譲るというのはいかしくないですか。どうしてこういうものを労働基準法に譲るのですか。これは預金です。明らかに預金です。ですから、これは大蔵省の銀行法の適用を受けさせるべきであり、そうして大蔵省が監督すべきです。

○説明員(佐竹浩君) 確かに先生御指摘のような面があるというところは、私も実は考えております。ただ、これは労働基準法ができてから生まれたという性質のものではないでございまして、淵源をたずねますと相当古いものなのでございまして。戦前から会社の内部において慣行としてそういうことが行なわれておつた。それを戦後、労使間、ことに従業員の利益を保護するというような面から、労働基準法によってこれをいわば法制化したというふうな沿革もございまして。そこで、そういう何分にも多年にわたる実質的な慣行として、労使間に行なわれておりましたので、これをにわかにな根本的に変えてしまふということもなかなか社会の實際に合ひにくいのではないだらうかという実は懸念もあるわけにございまして。確かに、おっしゃる通りに、一面から見ま

すと預金の性質を持つものでございまいしょう。それだけに、万一理事者のほうにおいて欠けるところがあつたらどうするかという問題は確かにござい

す。それについては実はかねてからいろいろ検討はいたして参つておるわけにございまして、何分にもただいま申し上げましたような事情がございまして、結局労使間の協調関係を基礎に行なわれてゐる一種の慣行ということになりますと、やはりある程度これを尊重していかねければならぬ。それと、労使間のそういう慣行尊重の気持と、それから今先生御指摘のようにな預金者保護の気持と、どこで調和させていくかということがなかなかむづかしい問題ではないかと思ひます。それにつきましましては、先ほど申し上げましたような労働基準法の規定もござい

ますが、必ずしもそれだけで十分とは言えないかもしれません。幸いにして、今日までそういう事態が起つておりませんものだから、まだいいわけにございまして、その点、将来のことを考えますと、確かに先生がおっしゃるようなことを十分考えていかねければならぬということを私も私どもとしては痛感いたしておる次第であります。

いくには条件があるはずですよ。どういう条件において労働基準法によって社内預金を許しておるか。

○説明員(佐竹浩君) これはいわゆる強制預金禁止の規定でございまして。強制的にそういうものを受け入れるということはいけません。そこで、いわゆる使用者側と従業員側との間における行為でありまして、つまり組合があるものならばその組合との協定、組合がなければ従業員過半数との協定というものが前提になつてゐると思ひます。

○木村禮八郎君 それはかなりじゃないでしょうか。集めた資金の用途について問題があるじゃないですか。運転資金にしてどんどん使つていいのですか。その資金の用途につきましては、そこまで制約をいたしておらないと私は存じております。

はさつきお話しのように、出発は労使の慣行からこういう社内預金が行なわれると言われましたが、その出発点と現在とは實際は非常に違ひの

○説明員(佐竹浩君) まさに御指摘のように、つまり従業員の福利厚生ということがあちろんねらいでございまして。私が先ほど申し上げましたのは、法律上のつまり制限はないということをお申し上げただけでございまして、あくまで精神は先生御指摘のとおりのことと運用されねばならぬと思つております。

○木村禮八郎君 私は今何を持っておりませんが、それは単に精神だけじゃなくて、法律にそういうあれがあるやうに聞いておつたのですが、労働基準法をよくお調べになつて下さい。それは労働者、従業員の福利厚生に役立つという条件においてそういうことが許されるということに、前に私がこのことを質問したことがあるのですが。

○説明員(佐竹浩君) ただいま御指摘の点は、つまりそういういわゆる勤務先預け金ということをやること自体でございまして、その受け入れて預けていくということと自体が、従業員の福利厚生の一環となるという趣旨でいわれておることだと思ひます。

○木村禮八郎君 そうすれば、福利厚生を逸脱してゐるじゃありませんか。

○説明員(佐竹浩君) つまり、私が申

し上げておりますのは、普通であれば従業員は一般の金融機関やなんか預けにいいわけでございますね。けれども、同時に自分の社内においてそういうものを預かる仕組みがあるという事は、従業員にとっても非常に便宜でございますし、というふうなことで、そこでそういう勤務先預け金というその制度そのものが、これは従業員にとつていわゆる福利厚生施設といわば一環になるのだという趣旨、これははっきりいたしておるわけでございます。と同時に、その結局資金の運用によって得る利益、これはやはり従業員の福利厚生施設等にやはり還元されてくるというふうなことも当然であり伴ってくるのではないかと思います。

で、この辺のところのかね合いを十分考えながらやっていたいかなければならぬじゃないか。先生非常に、どうも大蔵省はなはだ煮え切らぬじゃないかとすおしかりを受けるわけでございませうけれども、実はそういうような事柄の沿革、事態、歴史といったようなものからいろいろございしますものでございまして、にわかには割り切れないうと申し上げておるわけであります。

○説明員(佐竹浩君) まあ、御指摘のように、あるいは受け入れた資金を自分の社の運転資金等に活用しておるといふ面も、それはあるかもしれない。あるかもしれないけれども、それに對して私どもの先ほど申し述べた通り基本的な考え方と申しますか、これはやはり古いつまり労使間の慣行というものがあって、それに基づいて行なわれておるといふことであるとする、なかなかどうもにわかには切りかえるという事はむずかしい。そこ

○説明員(佐竹浩君) いわゆる金融の立場から申しますと、こういうような

いわゆる預け金というものはいわゆる正規の金融機関に預けていたきたいというのが率直な気持ちでございます。しかしながら、先ほど申し出ておりますように、この制度が、いわば使用者にとつてもそれはプラスかも知れませんが、同時に従業員の側のいわば便宜というふうなことから発して、労使間のいわば慣行というふうなことで動いておる面もあるものでございまして、一がいにもんな銀行に持つていて下さいというわけにも参りません。確かに先生御指摘のような点は、前々から私どもとしてもいろいろ考えておるところでございしますけれども、ただいま、るる申し上げておられますような事情もございまして、まだなかなかわかにはいわけに参りません。しかし、十分検討して参りたい。

かれておるわけでございます。ただ問題は、そういう主務大臣の監督がはたして徹底して行なわれておるかどうかということになりますと、これはあるいは御指摘のようにいろいろの問題があるかも知れません。それについてはあくまでも法の精神にのっとりた指導監督の強化ということをやはり私どもとしては徹底的に考えなくちゃならぬんじゃないか。ただ、その点、保全経済会とはだいぶ趣は異にしておるといふ点は御了解をいただきたいと思うのでございます。

た、ここで申し上げたいのは、いわゆる保全経済会の事件がございまして、御承知のように、これはいわゆる匿名組合というのを使って、一種の法の盲点をついたような形でございします。それで、こういうことが続発してはいけないというところから、これは先十分御承知のようなことで、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」といふものが制定を見たわけでございますが、保全経済会の場合におきましては、いわゆる匿名組合の規定にただ載つておるだけでございします。で、何らいわゆる預金者保護的な規制の制度も何もなかったわけでございます。ところが、今申しておりますような勤務先預け金につきましては、労働基準法の中にそれらはいわゆる規制規定というものがございまして、主務大臣がこれを監督するという道が開

○木村禮八郎君 それは趣は異にしておりますけれども、もしつづけたような場合は同じような影響が出てくるという意味においては、あなたがおっしゃるのとおりです。実際は、大蔵省は大きな会社の力に押されておるのです。実際問題としてそうなんです。実際は銀行法を適用したいのだけれども、どうも大蔵省はその社内預金を使つて、銀行で借りるよりも金利が安ければ、それで非常に重宝しておるわけなんです。これは銀行法の適用をすれば、それは禁止しなければならぬわけですね。銀行業務である以上は、銀行がやらなければなりませんから、やっちゃいけないわけなんです。ほんとうは銀行法の建前からいへば、そうなれば会社はたいへんですから、非常な強い圧力が来ると思うのです。ね。それはまあ労働省を通じて来ると思うのです。今隠れみののは労働基準法です。労働基準法によって労使の慣行上認められているという建前で、そういうことを手がつけられない、そういう事態だと思ふのですがね。これは

私の感想ですから、実際は私はそのとおりだと思ふのです。今答弁を求めてもこれは無理でしょうから、私は今後大蔵省はやはり銀行法を適用するという建前でこの問題を考へべきだと思ふのです。基本的にはどうですか。そういう方向で考えられるかどうか、この点伺つておきたいと思ひます。

○説明員(佐竹浩君) もしもその制度を根本的に変えるという場合で物事を考えました場合に、おそらくそういう場合には、銀行法適用というふうな形と申しますよりも、つまり正規の金融機関に預金を持つていってもらうという態勢を確立するほうがむしろ正常化としてはいいんじゃないか。つまり、ある程度確かに社内にそういうものを置いておいたほうがいいという事情もございまして、それを置きながら、さらに銀行法適用ということも、実は先生先刻御承知だと思ふのでございします。銀行法は御承知のように、預金の受け入れと手形の割引並びに貸付をあわせ営むものという事でございまして、勤務先預け金に銀行法適用ということになりました。ちよつとそこは法体系としてなかなかむずかしい問題もございしますし、ですから、どういう形が一番いいのか、それについてはもちろん十分考へなければならぬと思ひますが、先生の申しさることもよくわかりますので、十分検討させていただきます。

○木村禮八郎君 私が銀行法適用と言ふことは、銀行法に違反するものであるから、それは禁止すべきだという意味なんです。銀行法に違反するのだ、銀行法の建前からそういう解釈を

とるべきであつて、そういう解釈をとれば、これは事業会社は銀行業務を行なうことができない。事業会社が銀行業務を行なっているということなんです。実質的には銀行業務ですよ。それで、預金と貸付というの、それは自分自身でそれを運用しているわけですよ。非常に変態的な運用なんです。ですから、それはそういう意味で私は言っているのですよ。禁止するというお考えはないのですか、そういう方向で。

○説明員(佐竹浩君) 御趣旨は非常によくわかります。まことにごもっともだと思つておりますが、ただいま申し上げましたいろいろ歴史的背景とか、社会的慣行とか、いろいろなものがある。私どもはともかくで直ちに將來禁止の意向ありということをはなかか輕々にどうも申し上げられないところでございます。なお十分検討をさせていただきます。もちろん今に始まつたことではございません、かねがねこの問題は研究しておるわけでございまして、今後ともさらに研究を重ねさせていただきます。その上でどういう方法がよいかということをお話を御相談したいと思つております。

○木村禮八郎君 じゃ、この問題はどの程度にいたしまして、もう一つ、ほかの委員の御質問もあろうかと思つてますので、国民貯蓄組合の問題に関連して、利子の分離課税の特例ですね、これについて質問しておきたいんです。が、今国会に、貯蓄増強、資本蓄積の促進のための措置として、国民貯蓄組合の非課税限度、これを三十万円を五十万円に上げるといふのと、もう一

点、利子の分離課税の特例、これを一年延期するという法律案が出ておるわけで、二つあるわけです。これは同じ趣旨から出ていると思うのです。いわゆる貯蓄増強促進という趣旨から資本蓄積に役立てる、こういう意味から出ていると思うのです。これについてはこれまでの税制調査会の答申の趣旨を十分反映して、そうして今度法律案を出されたんですか。

○政府委員(村山達雄君) 分離課税を一年延長することにつきましては、今度これは税制調査会の答申そのものでございます。

○木村禮八郎君 その場合、これまでいろいろ議論があるんですけれども、これはこういう措置は廃止すべきだという。これは時限立法ですが、廃止すべきだという、またそういう時期に來ていふと、こういう意見がなかつたんですか。

○政府委員(村山達雄君) これは昨年にございまして、主として掘り下げた議論は昨年行なつたわけでありまして、これが分離課税、分離一〇%という制度が、課税の公平という線からいへば決して好ましい線ではない、これについて何らかの一つの対策を持たねばいかぬ、しかしその問題はいわば不表現資産に対する投資所得、これに対する税制のバランス全体の問題だ、株の配当に対する課税上の処遇をどうすべきか、この問題との見合いにおいて検討するべき問題である。ところで、株の問題につきましても、御案内のようないわゆる二重課税の問題があるわけでございます。各国それぞれ二重課税の排除の制度を持っていますところも持たぬところもございます。日本の場合、

去年は二重課税を排除するけれども、ある程度排除するけれども、その排除の方法としてある程度法人の支払い段階において排除するという方法、これを今自己資本等の比率を直すという方向にとらひ合わせて、それを導入すべきである。そこで配当を損金に算入するか、あるいは限度を設けて損金に算入するということによって、今度は受け取り段階での税額控除方式あるいは受け取り段階での益金不算入方式、これについての規制を加えるべきである、同じ二重課税防止の方法をとるにしても、こういう論議がかわされまして、しかし、それは今度は投資所得に対する税制利回りその他に多大なる影響を及ぼすことになる、投資界に非常な擾亂を起すことになるから、とりあえずの措置として、去年とりましたような支払い配当に対して損金算入ではなくて、一定の軽減税率適用という方式を採用すると同時に、受け取り段階における控除方式あるいは益金不算入方式に対してある歯どめをこれに見合せて加えた。しかし、これは暫定的なものであるから、この措置をいかにするかというところについては、さらに今後検討すべきだ、こういう答申が昨年実はなされておるわけでありまして、本年も引き続きその問題を検討したわけでありまして、何分にもこの制度の適用が昭和三十六年四月一日以後開始した事業年度から初めて適用になるわけでありまして、したがって、事業年度終了でいいますと去年九月末決算、この分の法人支払い配当について初めてその税率三八が二八に下がる、片や今の個人の税額控除方式に対する四分の一制限というものは、これは三

十七年分からでございます。したがって、まだ実施されていないわけでございます。で、この結果は来年の三月十五日になつて出て参るわけでございます。

そういう措置を講じましたのであります。が、とりあえず、今度の実施の結果についてどういふふうに考えるかというアンケートを、産業界、金融界、証券界、経済研究会、それぞれに対して発しました。そのアンケートを出しました回答は、まだ何分にも実施早々であつて、その功罪はわからない。だから、しばらくこのまま現行の措置は据え置くべきである。その結果が出てくるまで今の制度をむやみに動かすべきではない、こういう意見が圧倒的でございます。税制調査会にはその資料をなまで出しまして、実はこういうことになつていふのが、実はこの中でございまして、いろいろ相談をしたわけでございます。税制調査会でも、この問題は経済界に非常に甚大な影響を及ぼす問題であるから、アンケートの結果どおりな慎重な態度をとるべきである、こういう結論になりました。で、とりあえずここでもう一年検討、できるだけ勉強して参るつもりでございます。が、とりあえず一年間据え置くという考え方に立つたわけでございます。

したがって、今の預金の利子に対する課税をどうするか、この問題もこれとのバランスにおきまして、どうしてもこまかい方向についてはいろいろ議論もございまして、これらとの見合いの問題でございまして、一年延長することにしたわけでございます。最近における貯蓄増強の

傾向というふうなことももちろんございます。でございますが、税制の面で根本的な問題としては、そちらのほうとの関連を考へて延長するというところで、この点は税制調査会は満場一致その問題を同時に解決をはかるべきだという答申になつていふ次第でございます。

○木村禮八郎君 私は、税制全体から見まして、この資本蓄積も非常に大切であるというところもわかるのであります。が、税負担の公平という立場からいいますと、税負担のある資産所得に対する課税が非常に輕く、他の税金との間に非常に不均衡、不公平が生じていると思つております。で、この利子所得は配当所得に次いで非常に税負担のある所得であることは御承知のとおりです。資産所得は、この「利子分離課税制度は、利子所得を他の所得と総合することなく……上積税率一〇%をこえる所得階層に対しては、減税の効果をもつ、たとへば最高で七〇%の適用を受けている人は六〇%に減税になるわけですから、こういう結果になるわけですよ。したがって、それは非常に何と云うのですか、減税効果は大きいのであつて、税負担のあるほうに非常にたくさん減税をすることになるわけですね。こういうことはどうしてもわれわれ容認できないわけですから、負担公平の原則の見地から、池田総理の大蔵大臣のときに質問したことがあるんですが、必ずしも負担の公平の原則のみから税金を取るものではないというのを述べたことがあるんです。それは資本の蓄積という立場か

日本はまだ資本蓄積は諸外国に比べて足りない足りないといひますけれども、最近では行き過ぎてゐるではありませんか。行き過ぎてゐるのですよ。そしてあまり設備投資が行き過ぎちゃつて、国際収支が赤字になる、あるいは物価が騰貴したり、あるいは労働不足が生じたり、あるいはまた経済基盤、道路港湾、工業用水、運輸交通等と生産設備との間にアンバランスが生じてゐる、こういう弊害さへ出てきてゐるわけですね。ですから、今後はやはり負担公平という点を重視して、そして課税を考える段階に来てゐるのではないか、こう思うのですよ。

そこで、では本年度はこの利子の分離課税の特例が一年まだ延期するとして、来年度についてはどういうお考えを持っておりますか。

で預金に対する課税、これを戦前からずっと見て参りますと、先生御案内のように、非常に変わっておるわけでございます。これはもちろん政策問題もあったと思いますが、一つは、その実務上の問題が多分に影響したのだらうと思います。私の記憶している限りでも、昭和十五年以前は、第三種は総合でございましたが、第二種は今のようない預金、公社債の利子というものは分離課税でございました。昭和十五年

で、総合を一年間だけ実施いたしました。ところが、その実施の結果、直ちに廃止しまして、源泉選択の復活、こう

題、それをやったときどんな問題が起きてくるか、これの見通しが必要なわけです。考えられます点はおっしゃるように、中にはその預金の利子について上積み税率七〇の場合もございましょう。場合によると、所得税のかからない階層もあるのです。どの辺が一番重いか、いろんな所得階層があるわけです。それらの問題を考えて、総合するというこの方向については、われわれは別にこの考え方を、総合した場合

そういう点でございますので、われわれは今後は、今後一年間は従来と同じようにこの問題を検討し続けようと思っております。しかし、はなはだ遺

て、そのために税制が非常に乱れてきたという面もあると思うのです。私は今後やはり、今までは大体において資本蓄積ということが中心でしたが、税制の全般を見まして、そういう方向にどんどん改正されているのです。一時は株式の譲渡所得に対しても、これは最初課税したわけです。一年くらい課税したのです。しかし、非常に手続がめんどろだという理由のもとに、これ

と思うのです。今後はやはり負担の公平というものに重点を置いて、やはり税制を考えていくべき段階に来ているのではないかと思います。そういう方

れわれは、これは實際施行された場合のことと考えておきますので、要するに正直者がばかを見るということがないように、この点を実行の最後まで考えて、負担論を考えつつ、同時にそれが単なる理論ではなくて、実施されるわけでございますので、非常に正直者だけがばかを見る、こういう方法をとらなくてはならないということをあわせ考えつつ、この問題を検討して参りたい、こ

ういふふうで考えておるわけでございます。

それから、ただいまの住民税の配当控除の問題でございます。これは御承知のように、昨年までは住民税の課税標準は国税の所得税額でございまして、したがって、その本文方式では当然その配当控除の問題にはならなかったわけでございます。問題にならなかったわけでございますが、昨年切りかえまして、いわゆる国税の自動的増減税がそのまま地方財政に移るといふことが、そのまま影響を及ぼすといふことは、地方財政の自主性という点からいって非常に問題がある。お互いに財政事情の違う問題を、自動的影響を及ぼすといふことについては問題があるといふことからいたしまして、昨年の答申に基づいて実は三十六年にこの影響を遮断したわけでございます。したがって、今日は所得控除になっておるわけでございます。それで、国税のほうの税額控除は、国税にかかると法人税と所得税間の二重課税の調整をやるわけでございます。したがって、地方税については、当然、その他の法人住民税とそれから個人住民税、この調整の問題を残すわけでございます。今度は分離した関係上、そのことが地方税の中に配当控除という形で現われてきたと、こういういきさつでございます。

○木村禮八郎君 その点ちょっとよくわからぬのでございますが、それじゃ最後に質問しておきたいのですが、きのう実は私、予算委員会で質問したのだけれども、時間がなくて十分に御答弁得られなかったのですが、この点具体的にひとつ御質問しますから、具体的に

にひとつ答えていただきたいのです。ね。というのは、課税最低限度の問題です。それで、総理府統計局から五分位階層別の勤労者の所得調査が出てきたのです。それを見ますと、三十六年度において一番所得の少ない階層、第一分位ですね、これは個人で月収大体一万六千円ですね。その人が赤字なんです。三千円くらいの赤字なんです。そうしますと、三十七年度の税制改正をやって、独身者の課税最低限度は大体十三万円くらいですね。十三万九千円くらいじゃないかと思うのです。そうしますと、赤字の所得者に対してやはり税金がかかるということになるわけでございます。ですから、私は、課税最低限度を大体二十万円くらい、月収一万六千円の人には税金はかからないくらいにすべきじゃないかと思うのです。諸外国と比べても、著しく課税最低限度が日本の場合には低いのです。これは国力が違うから違うという面もあるかもしれませんが、非常に低いわけです。それで、ひとつ、これは所得階層によっていろいろ違うでしょうけれども、やはり最低生計費というものを——そういう低所得層にとつては、これは最低生計費を食いつくすような税金になっておるのじゃないかと思うのです。

それで、この答申では、課税最低限度については最低生計費をかなり上回っているというように書いてあるのです。しかし、所得階層別に見ますと、必ずしも私はそう言えないと思うのです。低所得層の方は実際の家計は赤字なんです。総理府統計局から出しましたあれでは、ですから、その点

で、もう少し私は課税最低限度を引き上げる必要があるんじゃないかと思うのです。二十万円くらいに。どうしても一万六千円の人に税金、所得税がかかるというのでは、これは少し私は苛酷じゃないかと思うのです。最近学校を出てすぐ会社に勤めるでしよう。一万円ちょっとで、すぐ税金、所得税がかかるというのでは、これは私は少し酷じゃないかと思うのです。もう少しその点、課税最低限度を引き上げる必要があるのじゃないかと思いますが、いかがですか。

○政府委員(村山達雄君) 五分位の最近の統計、実はわれわれ部内でこの間調べたのでございますが、今手元に持っておりません。おりませんが、今お話ししますと、一つは五分位のところの第一分位の平均一万六千円、その家族構成などの赤字状況が、ぜひとも課税最低を比する場合には必要なデータだと思ひます。独身者の場合のとき、そのうちに独身者がどのくらいおつて、それでその所得は平均幾らになつて、その赤字がどのくらいになつて、それで二人家族の場合はどうというところがぜひ必要であらうと思ひます。もう一つは、それはおそれる最低生活費といふものは、通常生活費といふものは、支出のレベルがいわゆる低い階層でございまして、上、上のことではないでしよう。上のことではないでしようが、その階層における平均生活費がデータになるだろうと思ひます。われわれも検討……これも先生よく御案内でございまして、申し上げませんが、最低生活費の問題を三つの角度から計算いたしまして、しかもその計算方法はかな

りシビアな方法でございまして、その方法から見ると、現在の課税最低限はその考えられる最低生活費よりもいづれも二、三割方上回つておる、こういうことにはなつてございまして。

で、各国との関係でございまして。これはもちろん所得の絶対額が違いますので、税制上の課税最低限、それも相当違います。で、標準世帯の夫婦子三人の場合をとつてみますと、アメリカで円に直すと二百二十万円、西独で八十万円、英国が七十万円、それに対して日本の場合は今度の改正でようやく二年かかって八万円くらい上げてきたわけでございますが、それでもなお四十一万四千円くらい平年度ベースで、ということ、絶対額として低いという、おっしゃるとおりでございまして。所得の割合でどうかということ、なかなかむずかしいところがございます。平均所得として、家族平均世帯当たりの平均所得に対する課税最低限の割合といふことから見ますと、日本はそれらの国よりはかなり高位にあるといふことも、数字の示すところからいふことは、相対的にいへば高いのだという結論も直ちにできないのだと思ひます。問題は、要はその実態をよく見まして、現在のものが無理かどうか、その判断にかかるところと思ひます。将来の問題といたしまして、われわれは所得税の税負担といふのは、非常に減税に減税を続けて参りまして、相当程度今日まで、昭和二十五年以来、減税に減税を続けておりますので、相当程度高いものになつたと思ひますけれども、なお諸外国に比べて税負担が多いようでございます。特に

課税最低限、これは中小所得者の問題でございますので、でき得る限り引き上げの方向で今後とも検討して参りたいといふことを思うことには変わりはないでございます。

○木村禮八郎君 ちょっと、資料を要求したいのです。今の課税最低限の限度をきめる場合の最低生活費ですが、最低生計費、その計算の仕方の三つのものを、三つの角度から計算されているといふことですが、時間がありませんから、その計算方法、資料として出していただけませんか。これは載っておりますか。

○政府委員(村山達雄君) 載っております。三十四ページ以下、詳細な注をつけて書いてございます。

○木村禮八郎君 そうですか。それならよろしうございまして。それではまた資料を見まして、そうして……

どうもわれわれの実感、その実感、統計的に計算した結論とは違ふ点があるわけですね。どこが違うか。これは必ずしもこの生計費の問題ばかりでなく、たとえば物価騰貴の影響なんかについても、政府が出してきている統計と——政府はそんなに上がらぬ上からぬといふのが出てくるのですが、実感としてはみな、非常に値上がり、影響を受けて苦しいと、こうなつています。ですから、そういう点がありますから、これはもう少し掘り下げて検討したいと思ひます、その点はね。

それから、物価騰貴の影響を税制面ではどう考慮したかといふことが、この答申にはあまり物価騰貴との関係がないわけですね。あまり考慮されておらないのです。ですから、今度配偶者

控除、基礎控除を一万円ずつ上げまし

たが、三十六年の物価の騰貴の工合、

それは所得階層別にまた見なければな

らぬと思いますが、それとこの一万円

の基礎控除の引き上げとがマッチして

いるかどうか、これも問題があるの

じゃないかと思うのですがね。前に御

説明がありました、われわれ機械的

に単純に計算してみると、どうしても

つじつまが合わないわけですよ。前に四

万五千円の五人家族の世帯について、

大体所得税と住民税が四百四十円減税

になる、それから間接税が三百円減税

になるとして、七百四十円減税にな

る。ところが、物価が三%上がります

と、その家計費の膨張が、四万五千円

ですと、この八割を家計に使うとし

て、大体千九百八十円家計費が膨張す

るのですね。そういうつき合わせを

やっていきますと、どうも減税しても

らっても、物価が上がってしまったの

では、その限りにおいては家計は楽に

は——購買力が同じであるという前提

になるわけですね。購買力が同じである

場合、五十万円の税負担と五十万円の

の税負担を比べなければならぬわけ

ですね、ほんとうは。そうすると、税

負担は重くなるわけですね、五十万円だ

けを見ますと。それは確かに減税にな

り軽くなるのでありますけれども、物

価が上がってありますから、五十万円

と五十万円とを比較しなければなら

ない。そういうふうには比較すると、や

はり同じ購買力でありながら、名目所

得がふえることによつて税負担率が重

くなるわけですね。こういう点もやは

り私は考慮をさせていただかなければな

らぬのじゃないかと思うのですがね。

この点、どうなんですか。どうもわれ

われの実感と減税と物価との関連です

ね、納得いかないのですがね。何かわ

かりやすくそこを説明していただ

だけませんか。

○政府委員(村山達雄君) 税制は、物

整理すべきであるか、こういう問題と

して実は問題を考へておるわけであり

ます。したがって、われわれ、し

かし同時に、物価の動向と申します

か、こういうことは、しかし同時にそ

の実質所得もずっと上がっているわけ

であります。したがって、それを物価

が上がると、たとえば三十五年ごろの

ベースの実質所得で直せば幾らにな

るか、そのときの税制、その当時の税

制、三十五年のときの名目所得に対し

てそのとき幾らの税金がかかってお

つて、可処分所得が幾らか。今度物価

が上がりました。しかし、三十七年度の

ベースで引き直せば、三十五年度ベ

ースでの実質所得に換算すれば幾らに

なるか、今度の税制では幾らになるか、

可処分所得はどれくらいふえるか、こ

ういう計算はもちろんです。その

場合の減税のメリットは、可処分所

得の増加に対して減税はどれだけ密着

しているか、こういう計算はもちろ

なくて、減税した場合に、中小所得者

の家計負担が実際に軽くなるか

ならぬかという、そういう実態を見る

場合、物価騰貴との関係を見ると、実態

はそれは大蔵省だけの責任ではないの

です。政府の総合政策の結果として、

これは物価が上がってきているわけ

です。そうすると、実態は、物価が上

がると減税をやってもそれだけ減税効

果が減殺されてしまう、あるいはま

た減税以上に物価騰貴による家計負担

の増大がもたらされる、そういう結

果になるのではないかと。ことに三七

年度の減税を見た場合、そういう実態

になっているのじゃないかと。実態の

理解なんですよ。そのことを御質問し

たわけですがね。物価が上がったから

すぐ、減税をしな、物価が下がったか

ら増税をしな、そういう意味で質問

しているのではないのです。実態把握

なんですよ。だから、ほんとうに物価

騰貴をも含めてほんとうに家計負担の

軽減になっているか、これを知ら

ない。われわれはなっていないかを知

りたい。それが数字で出てくるのです、計算

すれば、これが実感なんですよ。ことに

低所得者層については物価騰貴の影響

は大きいですから……。そういうふう

な計算はしてありませんか。

○政府委員(村山達雄君) その三十六

年度の物価騰貴、これはもう大体実績

が出ております。したがって、実

績計算、これは絶対計算をやっている

わけですね。先生のおっしゃるのは、お

そらく階級別に負担の関係は出ます

が、物価騰貴の影響というのがなか

な階級的に出ません。われわれが現

在やりましたのは、絶対計算でありま

す。消費者物価を使っております。御

売物価を使いません、家計ということ

で、ですから、三十五年度分対三十六

年度分、これはそれぞれの物価の比率

も、実績もわかっておる。それから、

実質所得の伸びもわかっております。

税制もわかっております。それで、今

言った計算をして、どれだけ可処分

所得がふえたか、それでその場合の可

処分所得の増加に対して、三十六年度の

減税はどれだけ影響したか、この計

算、推計数字は持っております。三十

七年度分につきましては、同じ推計は

しております。ただ、おっしゃるよう

に、消費者物価の伸びを、これは見通

しにしておりますので、二・八%で

すか、二・八%の伸び、こういう計算

をやっております。そういたします

と、いずれも、実質所得において相当

程度の増加を示すとともに、その税負

担の軽減が何処分所得の増加に対して

どれくらい密着しているか、こういう

ことになって参るわけでありま

す。しかし、三十七年度分は何分にも、今

の経済見通しの数字、それから予算の

ベースとなった基礎そのものを使って

推計計算をやっております、こういうこ

とであります。

○木村禮八郎君 資料だけ要求してお

きます。三十六年度二・八%、消費者

物価の騰貴、それを前提としての推計

ですか、試算みたいなもの、それは資

料としていただけるのですか。

○政府委員(村山達雄君) 承知いたし

ました。

○大竹平八郎君 今の木村さんの質問

に関連してですけれども、物価騰貴の

指数というものの、これはわれわれもい

ろいろ問題にしているわけですがね。

大体は経済企画庁のあの統計を基準に

してやっていますか。それから、
 実質的家庭支出の騰貴などというものは、たとえば東京あたり別に出ていまいすね。これと企画庁のあれを見ると、かなり変わっている。それから、これはまた必ずしも権威があるとはいえないのだが、実際の生活の各家庭を調べたもの、これは大ざっぱにいって三十五年と三十六年度と比較して三割八分から四割ぐらいいふえている。そういう点、一体どれを一番対象にしてやっているのか、全体的にそういうものを平均して出しているのか。ただ経済企画庁だけやっていると、これは僕からいわせればマジックなんです。その点、どうなんですか。

○政府委員(村山達雄君) 結論から申しますと、経済企画庁の小売物価指数を使っております。その場合には、消費者物価指数というものは、これは生活内容の向上に伴った数字が出てくるわけでございます。したがって、その前年度と比較する場合に、生活内容の向上を伴った分、これを使うわけには参りませんので、それでは卸売物価を全然排除いたしまして、小売物価指数、それがそのまま単位としての支出についてはそれが直接家計に響くもの、こういう前提で計算してござい

ます。
 ○木村禮八郎君 それでは、料金額は入らないのですか。鉄道運賃値上げとか、電気、ガス、水道料金、そういう料金額は小売物価には入らないでしょう。
 ○政府委員(村山達雄君) 入っているか、どうか、ちょっと……入っていないとすれば、その問題はあ

るわけでありま

す。
 ○木村禮八郎君 最近その問題が大きいじゃないですか。鉄道運賃とか、私鉄運賃とか、それから電気料金の値上げとか、それからパーマとか、理髪とか、料金額のサービス料金の値上げというものは小売物価には入っていない。それで、消費者物価とい

うものが必要になってくる。消費者物価は生活向上の部分を含んでいるといいますが、必ずしも——まあ何か大体推定で、生活向上分を排除してやはり計算できるのじゃないですか。小売物価じゃ少しおかしいですね。
 ○政府委員(村山達雄君) どうも私が間違つたようです。この経済企画庁の消費者物価指数、これを使ってござい

ます。したがって、実際はまあ料金額も入っております。今、この経済企画庁の消費者物価指数だけですか。あと東京都とか、そういうものについてのあれは勘案してないのですか。
 ○政府委員(村山達雄君) これは全国計算でありますので、われわれの計算しておりますのは、その消費者物価指数一本で計算しております。それから、対象になりますのも全国の所得税の納税者、これを対象にしておるわけ

であります。
 ○木村禮八郎君 これは全体に影響する問題でしてね。いつもこういう問題について十分とことんまで審議しないで終わるのですね。実は、これが狂うと全体が狂ってくるわけですよ。いろいろな減税なり何なりの一番基礎になるのです。それから、課税最低限度というものをきめる一番基礎、生計費をきめる一番の基礎になるでしょう。それが今大竹さんが言われたように、

やはり経済企画庁の——総理府統計局です。消費者物価指数だけでやっているというのでは、これは大蔵省らしくない。もう少し総合的にほかのいろいろな指数も勘案してやられる必要があると思ひます。そういう点、どうですか。
 ○政府委員(村山達雄君) 先生のおっしゃったような考慮、これももちろん必要だと思ひます。そういう意味で、一応の裏づけ計算はやっておるわけでございます。しかし、まあ先生の言うように、さらに実証的に地域別に階層別にどうなるか、こういうところまで

は実際は行っておりません。
 ○木村禮八郎君 ことに総理府統計局の消費者物価指数を昨年の九月から変えたのです。それはいろいろな消費性向も変わってきているから変えたといひますけれども、従前の指数より低くなるように変わつておるのです。そういう点にもやはり問題があるのです。それはそのまゝのあれでいいかどうかという点も、まだ問題があるのです。ね。値下がりするようなものを入れた、それから値上がりするようなものを除くような形に変えてきたのです。これに最近生鮮食品とか、そういうもの

の値上がりの大きいもののウェイトを落とすことによって、たとえば自動車とか、カー・クルー・クーラーとか、カー・クーラーとか、そういうあまり上がらない、むしろ下がるようなものをウェイトをふやしたでしょう。その理屈として、最近は大衆消費財の消費が多くなって、昔と消費内容が変わつてきておるからと、こういうのですけれども、しかし現在生鮮食品なんかどん

どん上がっているのに、そういう過程において、そういう作成方法を変えておるといふことは、何か非常に意識的な、政治的なように解されるのです。時期も悪いですね。そういう点を大蔵省はもっといゝゆる自主的な立場で、そういうふうには統計は変えたけれども、やはり大蔵省としてはもっと自主的にその変えた統計だけをもとにしてやっていると、それと総合的に考えているというぐらゐの、それぐらゐの権威がほしいですね。
 ○委員(棚橋小虎君) では、一時半まで休憩いたします。

午後一時五十九分開会
 ○委員(棚橋小虎君) ただいまから委員会を再開いたします。
 午後零時四十九分休憩

午後一時五十九分開会
 ○委員(棚橋小虎君) ただいまから委員会を再開いたします。
 午後零時四十九分休憩

午後一時五十九分開会
 ○委員(棚橋小虎君) ただいまから委員会を再開いたします。
 午後零時四十九分休憩

午後一時五十九分開会
 ○委員(棚橋小虎君) ただいまから委員会を再開いたします。
 午後零時四十九分休憩

いる向きがあるのですが、大蔵省はそういう酷なことをやっているのですか、どうですか。
 ○政府委員(村山達雄君) この点につきましては、従来から料金が特に低い場合、あるいは形の上ではたゞで入りますという場合においても、バランスをとる必要で課税しているわけでありまして、そのときの算定の基礎としたしましては、大体原価で計算して課税するということになっておりますので、この料金の算定が特に酷なことではないと、かように考えております。
 ○須藤五郎君 課税は、入場料を取つて、その入場料が主催者のふところに入る、その金額に対して課税するので

しょう。税金というものは、切符を買つて入る、その入る人に対して切符の高にに応じて税金がかかるのでしょう。ところが、切符を買つて入っていないんです。それじゃ課税の対象がないんじゃないんですか、切符を買つて入っていないければ。
 ○政府委員(村山達雄君) 従来、これは実は今度改正を加えて、従来は料金を低くする、あるいはただだといつておるときに、この場合実際にさうであるのか、あるいは裏で反対給付を取るのか、実際経済取引でござい

ますので、ただということとは通常考えられないわけでございます。そういう意味で、従来は脱税防止の見地から強く考えまして、そういう場合には経費課税をいたしますという規定があつたわけでございます。今度はその点、今先生がおっしゃるような方向で、取り締まりは取り締まりということにいたしまして、実際がただであるのなら入場者は料金を払っていないわけござい

ますので、ただということとは通常考えられないわけでございます。そういう意味で、従来は脱税防止の見地から強く考えまして、そういう場合には経費課税をいたしますという規定があつたわけでございます。今度はその点、今先生がおっしゃるような方向で、取り締まりは取り締まりということにいたしまして、実際がただであるのなら入場者は料金を払っていないわけござい

ますので、ただということとは通常考えられないわけでございます。そういう意味で、従来は脱税防止の見地から強く考えまして、そういう場合には経費課税をいたしますという規定があつたわけでございます。今度はその点、今先生がおっしゃるような方向で、取り締まりは取り締まりということにいたしまして、実際がただであるのなら入場者は料金を払っていないわけござい

ますので、ただということとは通常考えられないわけでございます。そういう意味で、従来は脱税防止の見地から強く考えまして、そういう場合には経費課税をいたしますという規定があつたわけでございます。今度はその点、今先生がおっしゃるような方向で、取り締まりは取り締まりということにいたしまして、実際がただであるのなら入場者は料金を払っていないわけござい

すからこれは課税しないということに
今度の改正で改めようということにし
たわけでございます。

○須藤五郎君 大体日本の税金は申告
制度であるべきものなのですよ。しか
し、表面申告制度をうたいながら実際
は賦課課税になっているのです。だ
から、ただでやりましたといつて申告
しているにもかかわらず、やっぱり税
務署の認定で、そうじゃあるまい、い
わゆる国民を罪人扱いして、そしてお
前のところはただでやっているという
のはうそだ、これだけ入場料を取って
いるのだらう、そういうものの見方で
みなし課税というものを付けてやって
くるのです。ただでは音楽会なんか
やるまいというけれども、音楽家とい
うのは自分の研究発表は非常に熱心な
のです。研究発表するには人に来ても
らわなければ困るのです。だから、
身振を切つてでも、ただでも実際に
音楽会はやります。ところが、税
務署の考え方いくと、金に目のくら
んでいる税務署だから、だから、そう
いうただで研究発表をやるような奇特
な考えはないというふうなそういう推
測をして、そういう行為に対して課税
するのはけしからぬ。これこそほんと
うに、表面は申告制度云々といいな
が、賦課課税的な、いわゆる税務署の認
定を押しつけているやり方じゃないで
すか。どこで認定するのです、ただか
どうかということ。

○政府委員(村山達雄君) ただかどう
かということ、その対価を領取して
いるか対価を領取していないかという
ことによつてきまるわけでございます。

○須藤五郎君 じゃ、対価を領取して
いないということをはっきり主権者が
申告したら、どうするのですか。

○政府委員(村山達雄君) そのことが
事実でありましたら、今度の改正で原
則としては課税いたさないことに改正
しているわけでございます。

○須藤五郎君 原則でないのはどうな
りますか。
○政府委員(村山達雄君) その場合、
特別の資格によつてやるそのものだけ
をただにするというふうな場合を、想
定しているわけでございます。
○須藤五郎君 特別の資格というのは
どういうことですか。特別の資格とい
うのはどういうことなんでしょう。
○政府委員(村山達雄君) これはい
れ政令段階で明らかにしたいと思いま
すが、考えておりますのは、その形を
入場料という形ではなくて、しかし実
際には会場とかその他の対価を取って
いる。それが結局回り回って入場料に
経済的には合致する。それで十分採算
が合うのだ、そういう意味の特別の資格
を持っているものだけを、いわゆる入場
料の扱いにしたい、こういうふうな
理由なし、こう考えておるわけでご
ざいます。

○須藤五郎君 今度の国税通則法でも
やはり申告というものは使っています
よ、言葉の上で。しかし、最後の決定
は、それは税務署長の考え方と一致し
たときは申告を採用するけれども、一
致しないときは税務署長の認定を重要
視するというのが国税通則法の十六
条にうたわれている。だから、今あな
たは申告々々と言つてけれども、音楽
の研究発表に關しても、こちらは無料

やりました、全部招待でやりましたと
いつて申告しても、それでもあなたの
ほうはそれを承認しないで、そんなば
かなことがあるか、音楽会がただでや
れるはずがない。費用も要るだらう、だ
から、その費用に対して課税するのだ
といつて、あなたのほうで勝手にそう
いうものを作つて、そして課税する
ということがこれまであったが、今後そ
ういうものはないという保証は全然な
いのです。今度の国税通則法の十六
条を見ても、そういうことはない。こ
れまでよりもっと激しく、いわゆる税
務署の一方的な認定で課税することに
なつてくるのだといふふうなわれわれ
は解釈する。ほんとうに音楽家が研究
発表をただでやろうという意欲が大蔵
省には、大蔵官僚には理解できないの
です。しかし、芸術家というものはそ
んなものじゃない。絵かきさんでも、
自分の絵を見てもうためにはただで
も展覧会をやりたいのが、絵かきさん
の気持です。音楽家にも同じ気持があ
るわけです。それがどうして大蔵省
には理解できないのですか、どうす
か。実際そういう場合に税を絶対かけ
ませんか。

○政府委員(村山達雄君) 先ほど申し
ましたような意味におきまして、実質
的にそれが無料であれば課税いたさな
いことになっております。
それから、申告納税と認定の関係で
ございまして、今度は入場料について
は申告納税に切りかえるわけござい
ます。しかし、申告納税の場合でも、
税は入場料ならばどういふ場合にか
かり、その場合の課税標準はどうなるか
というところは、法律並びに政令では
きりルールはきめるわけございま
す。その上に立つて申告納税していた
だくわけでございます。そのルールと
違つていふ場合に、違つて処分が
もたらぬあり得るわけでございます。
国税通則法十六条の問題は、実は
これとは関係ないことでございます。
○須藤五郎君 精神において同じだ
よ。
○政府委員(村山達雄君) 十六条は結
局、税金の租税債権がいつ成立する
か、いつ確定するかというところを
おるわけでございます。納付は、具
体的に確定した租税債権でなければ納
付の問題は起きません、こういうこ
とを書いておるにすぎないわけござ
います。十六条というのは、その場合
に成立即直ちに確定するもの以外、一
定の手続をとつて確定するものはど
んなものであるかということを経過的
に書いておるのであります。で、申告
納税方式によるものは原則として申告
によつていくのだ。ただ、本人が申告
しなかったときあるいは申告した金額
が政府の調査と違つておる場合には、
その増減額——違つたという場合には過
大という場合もございまして、その減
額については、これは更正処分によつ
てその部分だけ増加あるいは減少す
るのだ。単にそう書いておるわけござ
います。原則としてほとんど申告納税
でございまして、賦課課税として残る
部分も税の性質上あるわけございま
す。こういうものは税務署長の決定
によつて確定するのだといふことを、
技術的に書いておるわけです。で、決
定してから、初めてそれぞれの決定し
た部分について納付の問題が起きま
す。納付すればもちろん消滅するわけ

でございます。そういう手続規定で
ございまして、あそこ十六条という
のは特にそれ以上のものではないわけ
でございます。納付の前段階として確
定方式をうたい、ついでそのあとの条
文で、それぞれどうしていつまでにと
んな手続でその部分を確定していくか
というところをうたつておるにすぎ
ないわけでございます。先生のおっしゃ
るように、あれが非常に従来の課税制
度を変えたところにあるいは確定につ
いて全
く理由なくしてあの規定を設けた、こ
ういふ性質のものではないと思いま
せん。

○須藤五郎君 十六条の問題に關して
は、国税通則法の審議のときにまた議
論しましょう。今、入場料の問題や
つていますから、その問題は触れない
でおきましょう。
それでは、もう一度尋ねておきま
すが、音楽家とか舞踊家、また演劇家
が無料でやつて研究発表をしてみら
うと、実際に——今度実際の手
続です、実際にそれを大蔵省に認知
させる手続というものは、どういふ
に具体的にしたらいいのですか。
○政府委員(村山達雄君) それは課
税標準の申告は要りません。ただ、こ
ういふことをやりますというだけで
は、法律が定めておりますので、その
申告だけが要るわけでございます。
○須藤五郎君 それじゃ、演奏会を
やるに、まずもつて私たちは今度はこ
ういふこういう舞踊会あるいは音楽
会を招待制度でやります、こういう様
式によつてやりますというところを、
税務署に届け出たら、税務署はそれを
そのまま信用して、そうして無税にする
のですか。

○政府委員(村山達雄君) 信用するか信用しないかという問題は別でございます。それが事実でありますればそのとおりになりますし、違つておれば違ふことになるというのが法律の精神でございまして、また税務署もその法律に従つて動くわけでございまして。

○須藤五郎君 従来、それが事実であつても税金をかけてくるから、問題になるのですよ。みんな舞踊家など困つて問題にしておるわけですが、以後そういうことは絶対ありませんというならばともかくです。

○政府委員(村山達雄君) 従来はただで入場している場合も、これは課税するという原則を、経費で課税標準を見つけて課税するという建前をとつておたわけです。したがつて、それは経費課税として調査を要したわけでございますが、今度はその点は、取り締まりは別途やることにいたしまして、ただのものであればそれは課税しない、こういうふうに変えておりますので、事実あらゆる意味でその対価がないということになりますれば課税しないわけでございます。

○須藤五郎君 まあこの問題はこの程度にしておきましょう。それから、入場税法の一部を改正する法律の第一条に「次に掲げる場所への入場には、この法律により、入場税を課する。」(映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を多数人に見せ、又は聞かせる場所、) いろいろうに書いてあるのですね。そうすると、多数に見せること、聞かせることに税金がかかるかと理解していいですか。

○政府委員(村山達雄君) その場所への入場という消費行為をとらえております。場所への入場という行為をとらえております。しかし、あとでござらんになるとわかりましますように、その場合の課税標準はあくまでもその入場の対価として受け取つた金額でございまして、結論的にいへば、その場合に領収すべき金額、これが課税の対象になるわけでございます。

○須藤五郎君 じゃ、やっぱり先ほど申しましたように、要するに入場料を払つて入場しなければ課税はされないということなんですか。

○政府委員(村山達雄君) 原則はさうでございます。ただ、先ほど申しましたように、その税はやはり経済的、実質的に考えますので、入場するほうの側が、名義がどうあると、実際は入場の対価と考へられるもの、これを払つておれば、それは非課税にはならない、こういうことでございます。

○須藤五郎君 まあ、あなたが気がついていらるから僕聞きますが、労音という組織、これはたびたび言いますが、これは自分たちで会費制度で演奏会をやつて開いてる団体なんです。

だから、入場料を払つてゐるのじゃないんです。自分たちで持ち寄つてやつてゐるのです。入場料を取る人はだれもないのです。だから、こういう行為に税金をかけることはできないわけなんです。それで、見せる行為で自分たちが金を出し合つて、自分の条件に合わないといふ私は思ふのです。どういふことなんですか。聞かせるのでも、聞かせてもらふのでもない。自分たちが聞くと行爲しかな

いのです。しかも、自分たちで会費を払い合つてやる。だれも会費を取つてもうける人もない。だから、この条項に合わないに思ふのですが、どうですか。

○政府委員(村山達雄君) これは現行法の第二第三項に書いてあるわけでございます。この点は今回の改正にはないわけでございますが、「この法律において「入場料」とは、興行場等の経営者又は主催者が、いづれの名義でするかを問はず、興行場等の入場者から領収すべきその入場の対価をいい、当該入場料金について課される入場税額に相当する金額を含まないものとす

る。」というところでございまして、したがつて、経済的に見まして、それが対価と認められるかどうかということによつてきめるわけでありまして。

○須藤五郎君 そうすると、大蔵省は税金を取つてゐるんですから、現在対価と認めてゐるわけなんですか。

○政府委員(村山達雄君) 現在課税になつてゐると聞いております。したがつて、当然対価と見てゐるのだらうと思ひます。

○須藤五郎君 ところが、あれは対価じゃないんですよ。私は最も卑近な例をあげて言ひましたが、自分のところの家庭のサロンにおいて少人数が集まつて、そうして自分たちのポケット・マネーを出し合つて謝礼して音楽会を開いた、それがだんだん大きくなつて人数が入らなくなつたから、たまたま一つのホールを借りてやるんだ、だから対価として自分たちは払つてゐるんじゃないに、要するに演奏家に対する謝礼としてお互いに持ち合うという意味でやつてゐるので、入場料

を取るとかいう行為とは違つてゐるということを私は言つてゐるんです。だから、これに合わないんじゃないかと、いうことを言つておる。

○政府委員(村山達雄君) そこで問題がありますので、法律は、名義のいすれとすることを問はず、謝礼の意味で出しました、あるいは入場料の意味で出しましたとか、あるいは事務費支弁の意味で出しましたとか、そういうことを問ひませんと書いてあるわけですが、もちろん通常の入場料からいまして、その原価でいいますれば、それはコストのものもございまして、それから利潤に相当するものもございまして、コストといひましても、従業員に払ふものもございまして、また演技者に対する謝礼もございまして、また係給で払ふ謝礼で払うか、いろいろなことがございまして、しかし、普通の入場料を分析してみまして、それは要するにいろいろな原価要素があり、あるいはマージンがあり、謝礼があると思ふのです。しかし、それは対価であることには違ひはないと思ふのです。そういう意味でござい

ますので、通常の入場料といつても、これはそれぞれの人がどういふ原価計算をやり、どういふふうにしてマージンを加へ、そうして入場料を幾らにするかといふことは、それぞれ主催者が自分で定めることでございます。そういう意味でございまして、それと同じようなバランスにおきまして、対価と認められる限り、その名義の何たるを問はず、それはやはり入場料金なんだといふことを、普通の入場料とのバランスを考へてこゝで規定しておるわけではあります。

○須藤五郎君 そうすると、主税局長、一軒の家で十人なり二十人集まつてやる場合も、そういう意味からいへば、やっぱり課税すべき性質のものではないですか。

○政府委員(村山達雄君) 対価には違ひないと思ひます。

○須藤五郎君 それなら、課税するのは当然じゃないか。なぜ課税しないのか。対価として認めるなら、課税するのは当然じゃないか。あなた、対価だから課税するんだと言つた。

○政府委員(村山達雄君) その点は、まあ税でございまして、実際問題もございまして。そういう意味で、法律では一条で書いてございまして、「催物」というのは、最後のところにありますように、「多数の人に見せ、又は聞かせるものをいう。」といふことにいたしましたので、さらに第七条でそのことを具体的にみなす場合をうたつてあるわけでございます。二号で「入場につき、通常、入場料金を領収して催物を行なう興行場等において」といふことで、おのずからそれが興行場といふものになるかならないかといふことで、その見解を法律上は一応区分しておるわけでありまして。

○須藤五郎君 多数とは何人ですか、何人から多数になるのですか。

○政府委員(村山達雄君) これはやはり興行場といわれる、これは一つの日本語の概念でございまして。法律用語も結局、最後は日本語の通常の常識的な概念、これできめることだと思つております。

○須藤五郎君 多数というふうなはっきりしない言葉を使つて、多数だつたら取るんだ、少数だつたら取らない。

それに対して、多数と少数の境界をどこに置くか、問題になるのじゃないでしょうか。

○政府委員(村山達雄君) 通常の場合にはその問題はないわけでございます。普通入場料金を取っておりますのは、それぞれ施設を持っております。ですから、そこにはほとんど問題はないので、いわゆる直接入場料金という形をとらないで会費でやっているような場合、そういう場合が現実的には問題になるわけでございます。そのために今の七条ですか、現行法の七条で「興行場」、こういうふうにうたっているわけでございます。ですから、通常の興行場という言葉に含まれる常識的の概念、これによって実際の可否は取り扱っているというところでございます。

○須藤五郎君 興行場というのは興行を目的として建設した建物をいうのですから、学校の講堂でやったら、学校の講堂は興行場じゃないでしょう、概念でいって、学校の講堂は興行場じゃないですよ。じゃ、学校の講堂でやった場合は税金からならないんですか、どうなんですか。

○政府委員(村山達雄君) 「興行場」というのは、興行場として特に設けられた施設という意味ではございませんで、当該催しものに関して興行する場所という意味でございます。

○須藤五郎君 学校の講堂なんか興行する場所じゃないですよ。たまたま人数が大きくなったから、一つの家ではできなくなったから、学校の講堂を借りてやる。そこで、問題になるのは多数とは何か、何人以上が多数だということが問題になるわけですね。あな

た、多数だ、多数にはかける、少数にはかけない。——じゃ多数と少数との境目をどこに置くかということが一つの問題になる。「興行場」というのは、興行をやる場所として建築してその目的で登記されている場所をいうのか、それとも学校の講堂でもそこで興行すれば、学校の講堂は興行場になるのか、その二つの問題をはっきり答えてもらいたい。

○政府委員(村山達雄君) 後の場合は、これははっきりしております。学校の講堂を使ったからといって興行にあらぬとはいいません。これははっきりしております。ただ、そのスケールの問題として、興行場がどこに境界があるかといったら、これは普通の日本語の問題だと、こう言わざるを得ないわけでございますが、実際問題として個人の家庭で少数の人がやっているというような場合に、それをおそらく興行場とは読まないのではなからうか。これは法文の上から普通の日本語の解釈として考えた場合、そうではなからうかと思ひます。

○須藤五郎君 そうすると、同じ対価であっても、個人の家庭においてやる場合は……個人の家庭でも相当大きいホールを持っているところがあるのですよ。富豪のサロンなんかに行くと、百人も二百人も入るところがあるんですよ。ところが外で興行場に扱われているところでも、百人も五十人も入らない場所もあるんですよ。外でやる場合にはそれが興行場と認められて、個人の家庭でやれば二百人入っても百人入っても興行と認めないで無税になる。そこに不合理があると思う。だから、僕は、人数でどこからどこまでが

課税の対象になるのか、場所はどこかということを知りたい。

○政府委員(村山達雄君) あらゆる法律の境界線の問題でございますが、これは通常あり得る場合の平均値をもって境界線を引かざるを得ないわけでございます。それだからといって、個人の、たまたま一人呼んだという場合、全部これを課税の対象にするというところは、とうてい、これは入場料の性質からいって、無理でございます。そういう意味で、通常あり得る形を考えて法律は作ってございます。そういう意味で、そういうこともあるかもしれないが、せぬが、あった場合に、おっしゃるようには不均衡ではないかというお話でございます。しょうが、税法の上では、そういう場合を通常想定しないで境界線を引いているというところでございます。

○須藤五郎君 この問題はどの程度にしておきましょう。

今、文部省の社会教育局長が見えていなくて、少し社会教育局長に質問したい。社会教育局長は社会教育の立場から、やはり娯楽施設に課税することが妥当であるかどうか、娯楽施設に対してどういう見解をお持ちか。

○政府委員(斎藤正君) 娯楽施設その他につきましても、課税の問題を、どうも私の立場として特別の意見を持っておりません。ただ、私どもはもうで考えますことは、芸術振興という意味におきまして、いい芸術というものができるだけ国民大衆に親しまれるという観点から、経費というものができるだけかからないほうがいいということ、一般的に私たちの考え方でございます。

○須藤五郎君 それでは、要するに国民の文化を高める立場から、また国民の生活を潤す立場から、この両面から見て、すぐれた芸術ですね、娯楽に対しては課税をしないほうが好ましいという見解ですね。

○政府委員(斎藤正君) 税制全般について、およそ税をかけることがいいか悪いかというような立場は、文部省だけの立場で申せないことでございまして、これは全般的財政の収支の問題とも関連あることでございます。また、そういういろいろな諸般の事情を前提に置きまして、芸術関係の仕事というものは、それに携わる者に与りまして、それを享受する国民の側からいいますと、できるだけいいものが経費がかからないで見られることが理想である、かように考えるわけでありま

○須藤五郎君 僕は、社会教育局長の立場で言うならば、入場税をなしですべての文化的なものにあらゆる国民が接しられるということが一番好ましいことだというふうに考えていらつしやるだらうと思ふのです。これが社会教育局長の立場だと思ふのです。そういうふうにはなっていないけれども、希望としてはそういう立場にあるだらうと思ひます。また、そうあるべきものだと思ふのです。しかるに、料金を払う上に税まで課せられるということ、これは、やはりこれは僕は不合理だと思ふのです。それに対してあなたの率直な気持ちを披瀝してもらったらそれでいいのです。あなたは税務署やそんなことは考慮する必要はないのです。あなたは社会教育の立場で答えてもらったらいいのです。

○政府委員(斎藤正君) 芸術関係の催しにつきましては課税されることが低減されることは、私どもとして希望するところでありま

○須藤五郎君 これは少し芸術論になつて、私あまりやりたくないことな

○政府委員(斎藤正君) はなはだしろ

○政府委員(斎藤正君) はなはだしろ

○政府委員(斎藤正君) はなはだしろ

○政府委員(斎藤正君) はなはだしろ

○政府委員(斎藤正君) はなはだしろ

○政府委員(斎藤正君) はなはだしろ

○政府委員(斎藤正君) はなはだしろ

○政府委員(斎藤正君) はなはだしろ

に転ずる。今僕が純音楽という言葉を使うと語弊があるから、使つてはいけ
ないけれども、そうすると、日本の民
謡というものはみんな純音楽ではない
という、こういう判断ですよ。それが
あなたの方の判定から来ている。日本
の民謡だって純音楽会で演奏する場
合がたくさんあるのです。何で外国
のサン・ルチャやボルガの船唄は音
楽会です。

○政府委員(齋藤正君) 邦案における区分でございいますが、これはやはり繰り返しになりますが、課税上の取り扱いとして分けたものであることは間違いないと思います。

○須藤五郎君 あんたに課税の話聞いておるのじゃないのですよ。課税の話は、大蔵省の主税局長がおるから、主税局長に聞いた方がいいのだ。僕は苦

だけれども、しかし、これははっきりして
おかなければならないのです。（「あ
まりいじめなさんな」と呼ぶ者あり）い
じめるわけじゃない。だけれど、ああ
いう人がこういうことを支配するのだ
から、重要ですよ、日本の芸術上。日
本の端唄、小唄というのは、僕に言わ
したら、シューベルトのリートにも匹
敵するほどの日本の代表的なリートで

できないじゃありませんか。がまんできないうちじゃありませんか。

それから、シンフォニーが、課税の対象としてもしもシンフォニーが純音楽ならざるところに入れたらば、純音楽でなくなってしまうのですか。これは税金の場で話をするからこういうことになるでしょう。そうじゃない。音楽そのものの内容で、純音楽ならざ

う決定をして、税金の課税上そういう手配をしたら、シンフォニーは純音楽でなくなるのですか。そうじゃないでしょう。税金の上では、あなたの言うように、大蔵大臣の、大蔵官僚の心がまえ一つで、いつでも純音楽であつた純音楽ならざるものになっちゃうのではありませんか。僕は、だから税金の上で言うのじゃないのだ、ほんとに芸術

上の立場でこういう区別をするのはおかしいじゃないかと言っておるのです。だから、あなたもそうですと言ったらそれで済む話なのです。あなたがそれに抗弁するから、僕は追及するわけです。

○政府委員(斎藤正君) 私の申し上げておきますのは、現行法で、そういう全般の研究発表云々という建前で、その興行形態とかそういうものを考えるから、そういう観点に立つ区別が、語句として純音楽——芸術上の価値判断として、歴史上の価値判断として用いられた用語ではないのであって、これは税法上の取り扱いとして出てきた言葉であるというのを申し上げたのであります。しかし、それが現実にはだんだん変化して参りまして、そうしていろいろの分野におきまして、古来のもの、あるいは従来は宴席の余興であつたようなものが舞台芸術として発表の機会というものがだんだん出てくる、それだけの関係者の努力によって形成されてくるという段階になって参りますので、その適用の困難等を考えまして、今回この区別をなくして、税の問題として処理されることになったのだらうと思ひますが、その点については、文部省としてもその区分がなくなつていくことにつきましても賛成でございます。

○須藤五郎君 小唄や端唄が宴席上に歌われるから、これは純音楽として扱われなさいといふのが、サンタ・ルチヤでもボルガの船唄でも、宴席で歌われるのですよ、外国へ行ったら、日本でも歌われますよ。僕ら宴席で歌いますよ。だから、宴席で歌われるということが純音楽とは何かという区別をする理由にならないのです。しかも、端唄を作った人、小唄を作った人は、これは宴席で酒を飲んで女にふざけながら歌つて下さいといふて作つたのじゃないのです。もっと芸術的な創造意欲で作られたものです。それがたまたまそういう機会に歌われたからといつて、そのものを侮辱するに当たらないじゃないか。芸術の評価をしなればならぬ文部当局としては、それはおかしいじゃないですか。

○政府委員(斎藤正君) 先ほど申し上げたように、文部省として芸術全般について、どの分野についても、これはいいものであるか悪いものであるかといふような価値判断をいたしたことはないものであります。

○須藤五郎君 じゃ、もう一つ聞いておくれ、くどいようですが、サンタ・ルチヤ、ボルガの船唄と日本の民謡とを区別した理由は、税金。税金じゃないですか。

○政府委員(斎藤正君) 言葉を返すようでございますが……

○須藤五郎君 それなら税金でもいふでございしますが……

○政府委員(斎藤正君) 税の上で現行法が取り扱ひをいたした趣旨というものが、やはり芸術家の研究発表といふものの興行がいろいろ困難である、それを一般の商業の形態でどどん行なわれているものよりは発表の機会を容易にするために、あるいはそれが国民に享受できるように差をつけたといふこととございしますから、その観点から見まして、そのときの時点におきまして、たまたまそれが宴席で行なわれるかというのを申し上げたのではない

○政府委員(斎藤正君) 先ほど申し上げたように、文部省として芸術全般について、どの分野についても、これはいいものであるか悪いものであるかといふような価値判断をいたしたことはないものであります。

○須藤五郎君 じゃ、もう一つ聞いておくれ、くどいようですが、サンタ・ルチヤ、ボルガの船唄と日本の民謡とを区別した理由は、税金。税金じゃないですか。

○政府委員(斎藤正君) 言葉を返すようでございますが……

○須藤五郎君 それなら税金でもいふでございしますが……

○政府委員(斎藤正君) 税の上で現行法が取り扱ひをいたした趣旨というものが、やはり芸術家の研究発表といふものの興行がいろいろ困難である、それを一般の商業の形態でどどん行なわれているものよりは発表の機会を容易にするために、あるいはそれが国民に享受できるように差をつけたといふこととございしますから、その観点から見まして、そのときの時点におきまして、たまたまそれが宴席で行なわれるかというのを申し上げたのではない

○政府委員(斎藤正君) 先ほど申し上げたように、文部省として芸術全般について、どの分野についても、これはいいものであるか悪いものであるかといふような価値判断をいたしたことはないものであります。

でありまして、もっぱら興行形態として、芸術発表の形で行なわれるようなその種のものを一群のものとして取り扱つたということだろうと思ひます。

○須藤五郎君 それじゃ、日本の民謡もそういう芸術的な演奏会において発表される場合は、純音楽として取り扱うのですか。

○政府委員(斎藤正君) そういう問題が、だんだん実際の適用上困難になつてくるであらう、その点でその区別をしないという考え方がなつてきたのだらうと思ふのであります。そうすれば、今先生のおっしゃいましたように、まあ税の問題であるからもしらぬけれども、文書の必要によつて価値判断までされるというような危険性がないという意味で、私どもは差別がなくつて全般に入場料が低減されるという方向に賛成でございます。

○須藤五郎君 それじゃ、この純音楽という「純」という言葉を使ったことは妥当ですか、妥当でないですか、どちらですか。

○政府委員(斎藤正君) これはお言葉でございますが、いろいろお考えがあらうかと思ひますが、しかし非常に典型的な例をもつて参りますれば、それはやはり正統な音楽といふものと、もっぱら遊びとしてだけで、それはど国民の常識として芸術的に評価されていらないといふもののおおむねの区分は、典型的なものについてはあり得るだらうと、しかし、おっしゃるよう

に、その限界とかあるいは発生の歴史とかといふものを見ますれば、それは他の事柄と違ひまして、白黒といつてすべて線を引きたいものであるということは私も承知しております。

○須藤五郎君 「純」といふ言葉ね、非常に誤解しやすいのですよ。誤解しやすいというか、「純」といへば純粋な音楽だといふわけですね。純粋な音楽にサンタ・ルチヤや、ボルガの船唄を入れて、純粋ならざる音楽に日本の民謡を入れるから、僕はおかしいじゃないか、間違ひではないかと、こう言うのです。あなた、どう思ひますか。

○政府委員(斎藤正君) 芸術上の問題につきましまして、「純」といふ意味を純粋音楽であるとかあるいはそういうふう

に言ひますれば、これは芸術上の用語として特定の概念を生ずることとございまして、御承知のようにかなり厳密な意味の概念規定のあることでござい

ますから、そういう芸術上の意味で、純粋音楽というふうなことの意味で、そのまゝ法律上の用語で使うことは私は適當でない。これはやはり芸術上の問題にゆだねるべき事柄だと思ひます。

○須藤五郎君 だから、僕はここに「純音楽」といふ言葉を使つて、この音楽を区分することは妥当ではない、適當ではないと、私はそう思ひます。だから、そういうことをあなたに言つたわけですね。よく今後いろいろ問題にぶつかるだらうから、そういう場合よく考へて、言つてもらひたい。

要するに、われわれが今音楽上一番重要視しなけりやならぬことは、日本の民謡の再認識です。民謡の再認識です。十九世紀当時、ソビエトの音楽でもヨーロッパを追いついたわけですね。イタリア、ドイツの追いついたわけですね。しかし、ギリシヤが生まれて、ソビエトロシア獲得の、要するに民族音楽を作らなけりやならぬ、それでなく

ちゃよその国と何も対抗できないといふ

うような見地から、やはりそして自分の民族に最も理解される音楽を作らなけりやならぬという立場で、民族音楽が創造を始めたわけですね。そのときに何を根幹としてそれを作るかということ

で、まずふつかつた問題は民謡なんです。民謡を研究して、だから、グリーンカ初めムソルグスキーやリムスキー、コルサコフ初め、全部ロシアの民謡を素材にして、そして今世界に雄飛するようないふうすばらしいロシア音楽といふのができたわけですね。日本はこれからやらなけりやならぬ。その仕事があるわけですね、日本の音楽界では、そのときに、日本の民謡は純音楽ではない、サンタ・ルチヤやボルガの舟唄は純音楽だといふような区分をしておつては、それでは成り立たぬで

しょう。そういうすばらしい仕事をしたいかなくちゃ、日本としては恥かしいことですよ。だから、僕は特に文部省の社会教育局長を呼び出して、それははっきりと認識してもらつたために僕は質問の形式をとつてやつたわけですが、今後そういう扱ひはしないではない。

第一、芸大の学長だった下総君、あれが日本の民謡をアレンジして、三部合唱や四部合唱にしていますよ。あれがもし演奏会で演奏されれば、これは民謡として純音楽扱いしないのですか、どうなんですか。

○政府委員(斎藤正君) 現行でもこれは私、不正確でございまして、当たっているかどうかわかりませんが、たゞも、古来の民謡といふようなものに取材いたしまして、そしてつらばな形で

行なわれるものは、私はここで書いて

行なわれるものは、私はここで書いて

行なわれるものは、私はここで書いて

ている「民謡又は俗謡その他これらに類するもの」というふうには、現行法でも私は考えなくていいのじゃないかと思ひます。

○須藤五郎君 それじゃ、そういうものは純音楽と認めるといふこと。しかし、現在までそういうことがなさ

れなかつたんです、これまで。今度税金の上では純音楽も何もなくなくなつて、一律に一〇%になりました。しかし、これまでは民謡に取材したもののは、やってもそれは純音楽と認めないで、みんな二、三〇%の税金をかけられてきた。そういう不合理があつたわけでした。だから、そういう不合理を起こした原因は、あなたのごころにあるんだ、社会教育局に。だって、そういう答申からそれが起こっているんだし、だからあなたがその責任を一身に引き受けなくちゃならない問題なんですよ。それよりも、やはり日本の民謡をもっと尊重しなさいよ。端唄や小唄をもっと尊重しなさいよ。そんな中で、純音楽、不純音楽というふうな、そんな区別はつけるべき性質のものじゃないのです。一樣に尊重して、そして文部省が先頭に立つて、日本の古来の美風を尊重し、民族を象徴したようなりっぱな音楽の生まれるように文部省がやってもらいたい。この程度で私の質問をやめます。

○荒木正三郎君 入場税法に関連して二、三質問したいと思ひますが、この前に資料提出を要求しておいたのですかね。学校教員が引率した場合です、ね。いわゆる衆議院の修正です。学校の教員が引率をして映画等を見た場合に、入場料金はどれくらいになつて

いるのか、そういう資料を出してもらうように話をしておいたのですが、それがまだ出ていないわけですね。だから、説明でもいいです。まああれば、どれくらいの料金で入っているのか。

○政府委員(村山達雄君) 資料は実はきよは整理しておけません。さつそくでき得る限りの資料を集めたいと思ひます。われわれが今まで聞きましたところでは、あるいは若干の資料をサンブル的に調べた範囲では、大体三十円以下が多いようでございます。しかし、ものによりましては七十円、あるいはもっとそれ以上のものも若干ございます。衆議院の修正に関連したとして問題になりましたのは、児童演劇という問題がございまして、実は児童演劇といわれるものについて料金を調べてみますと、これもわれわれが調べた範囲では、三十円以下のものが多いようでございます。

○荒木正三郎君 それで、与党の議員からこれをきょうじゅうに上げてほしいという強い要求があるのですよ。資料をあした、あさつてということになれば、この法案をきょう上げるわけにいかないという格好になつてくるのですかね。だから、これはできるだけ正確に答弁してもらいたいと思ひます。必ずしも資料提出を私は要求しません。

というの、私の心配している点、いわゆる免税点を三十円から五十円に引き上げた。それは私に思ひます。税点が五十円に引き上がったというところによつて入場料がだんだん上がってくるんじゃないか、三十円から五十円に上がってくるんじゃないか、かえ

つてこのために児童の負担が増加するんじゃないかということをお心配しているわけなんです。だから、この衆議院の修正案については若干の疑問を持っているわけなんです。そこで、お尋ねしているわけなんです。一体今幾らで入っているのか。大体の様子としては三十円以下で入っているということであらば、何も修正する必要は起こつてこない、こういう考えを持つわけですね。ですから、今の点をひとつだけ正確に詳細に報告してもらいたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) 実はこの観点から、学校の先生が引率するものについてどういう料金構成になつておるかということについて統計をとつておりません。それで、先ほどお話がありましたので、至急サンブルだけ、いわゆる児童演劇というふうなもの、それに関連して若干のケースを集めたものに基づいて今お話し申し上げておるわけでございます。そういうサンブルでございまして、これはございまして、そのとき見ますと、大体三十円以下が大部分のようでございます。

今、先生がおっしゃいました、かえつてそれをやると上がるかどうかという問題でございまして、われわれも一ぺん考えてみました。これは映画等につきましては、それぞれ異なる料金の定めがございまして、早朝興行とか、そういうときに多く引率しておるようでございます。したがしまして、こういう料金の定めのあるものについて、まずその愛がないのじゃないか。問題は今の児童演劇とかいうこと

でございまして、一般に初めからもうそういうものをねらつておると、こ

いうことでございまして、理屈でいいますと、もとより税金を下げたことでございまして、それだけ原価要素が下がっているわけでございますから、少なくとも上がるというふうにはならないわけだろつと思ひます。今後は税金がかかりません。

それから、今まで税金はかかつておりました。従来の税込み、たとえば三十円は今度は幾らになりますかと、こ

ういうわけですが、今回免税になつた部分、たとえば三円なら三円の部分、それがそのとおり引き下がるかどうかという点は、まあ経営が苦しいとか

なとかありますから、だから、ほかの入場税の減税と同じような問題が理論的にはあるはずでございます。ただ、それだからといって、今後の税のかからない料金は、それは三十円というやつを上げようというところには直ちにいかぬのではなからうかという感じはいたします。ただ、心理的にはこういうことは働かぬかもしれません。これは心理の問題でございまして、今までは、税込みは三十円の範囲内で見せもの、なまものしかやれなかつた。見せものというとなんでござい

ない状態で三十円以上にはね上がるといふ問題はないだらう。その減税になつた三円の分については、普通ならば当然下げてしかるべきものを、経営が苦しいから、そこが少し食い込むか食い込まぬかというあたりが、経済問題としてはあるのじゃないかろうか、かように考へておるわけでありませう。

○荒木正三郎君 これは判断の問題ですから、質問はやめておきます。次に、今度の減税によつて入場料を下げる、減税分だけ下げる、これは行政指導でやる、こういうことです。私がちょっと前に聞いたのですが、プロ野球等についてはまだ承諾してないという話を聞いたのですが、これはどうなつておりますか。

○政府委員(村山達雄君) これはなかなか、酒税、それから物品税につきましては、各界とも、酒税は特にそうでございまして、全面的に協力する。基準価格は四月一日を期して、今の実際の価格を減税額だけ単位当たり下げます、そのことを明示いたします。ということ、それぞれの団体が言つております。物品税につきましても、通産省を中心にして、執行面では国税庁と緊密な連絡をとりまして各業界に当たつております。おおむね全部協力いたします。若干技術的にむづかしい問題がございまして、そのかまえては、全面的に協力するかまえて進んでおるわけでございます。

これに對しまして、入場税関係につきましては従来はなかなか全面的に下げるといふわけには参りません、こ

いいものを出します。だから、そのほうに向けさせてほしい。それは製作のほうに四分の一、それから見るほうの施設の改善に四分の一、内容のサービスの改善に充てる分があるから二分の一程度に引き下げはしなほうしてほしい、こういうことを言っておったわけでありすが、これは大蔵省のほうから強硬に申し入れまして、その問題は、減税の際にはとにかく引き下げてほしい、将来いいものを作った上で、料金を上げるか上げないかは、これはお客との相談の問題だから、その上でやるべきであるということをお願いに申し上げまして、最近に至りまして、協会のほうも全面的に今度は引き下げに協力いたしますということを言っておりす。ただ、そのときに、それらの役員の方々は、われわれの統制力の及ぶところは、実は都市は全部及びます。だから、そこは全部協力するようにわれわれも責任を持って指導するけれども、いなかのほうの、小さい三流、四流になると、場合によると統制力の及ばないところもある。それから、非常に苦しいところもあるから、その辺が全部われわれの指導に従うという保証はわれわれとしても申し上げかねます、こういうことを言いながら、かまえては全面的に協力の線を打ち出しているのでございます。

○荒木正三郎君 そのほかにありませんか。

○政府委員(村山達雄君) 相模協会のほうは、全面的に下げる、五月興行といいますが、五月場所から全面的に入場料は下げるということを確認しております。

○荒木正三郎君 それから、私は、今度一律に一〇%に引き下げたですね。競馬とか競輪、モーターボート、これも一〇%ですね、入場料の税は。映画も、演劇、音楽も一〇%。どうも私に落ちないのですが、この関係は、こういう射幸的競馬とか競輪、こういうものと、映画、あるいは先ほどいふ問題になっておった音楽ですね、そういうものと同一に考えるという考え方自身が、どうも私は理解しかねるのです。その間の政府の考え方を説明してもらいたいと思います。

○政府委員(村山達雄君) まあ競馬、競輪、こういう催しについてのいろいろ社会的感覚はあるかと思ひます。ところが、入場料でございまして、入場料金を対象にしておるわけでございます。それで、原則といたしましては、その料金の多寡、これが税では問題になるということでございます。競輪、競馬については、もちろん入場料金のほかに車券を買わうと思ひますが、あるいは馬券を買わうと思ひますが、これは入場料の対象には実はいないわけでございます。そういう意味でいいますと、料金で申ししますが、これは三十五年度の実績でございますが、競馬で平均三十四円十五銭、競輪で二十三円八十二銭、それか

らモーターボートが十二円七銭。それからこれらの全部の平均をとってみますと、三十五年度には七十六円二十三銭、映画で七十三円三十銭、こういうことになっておるわけでありす。こういうところの料金構成を見てみますと、その催しものが健全であるかどうか、あるいは好ましいかどうか、これはいろいろお話しあるかと思ひますが、税の観点では、こういう料金から見まして、特に税率に差等を設けなければならぬ、こういう結論は出ないだらうというところでございます。

○荒木正三郎君 それは、私は入場料金の高で入場料金に対して税をかけるというだけでは十分ではないと思ひます。やはりその内容がどうかということによって考えられないうか、これは。

○政府委員(村山達雄君) これはもう御承知のように、従来、改正前も料金区分でいっておるわけでございます。まして、七十円以下一割、七十円から百円まで二割、百円超三割、ただ特定なものにつきましては例外規定がございまして、今度はこれを一律に一割にす。この一律に一割というところが、入場料というものの消費の性質から考えてみまして、一割が適当であるというようにいたしましたわけでございます。その際、論理としては、たとえば二百円以上のものについてはなお二割という点を残すべきではないか、こういう議論もあつたわけでございます。中途の段階では、しかし、それを残しても、全体のパーセントで五%ぐらいでございます。料金で、しかも、もうそういう入場料の中にさらにこまかい区分を作るといふよりも、間

接税全体の体系ということになりますと、そういうものであつても、他の消費税とのバランスでいってみると、一割ぐらいが適当であらう。これは通行税についても、一等を今度は一割から一割に上げたわけでございます。その辺のバランスからいへば、全体のバランスがかえてとれるという考え方に基づいて、今度は一割に引き下げておるわけでございます。その中に、もちろん全部下げる、このときに、今度は全然別種の考えを入れまして、新しい構想に立つて差別税率を盛るということには踏み切れなかつたわけでございます。

○荒木正三郎君 私は主税局長の考え方に賛成しかねるのです。理解しかねるのです。それはこの第二種に属する展覧会、博覧会、遊園地、これも入場料を取つています。しかし、無税にしたでしよう。私は無税にするという趣旨は賛成です。しかし、入場料に税金をかけるというならば、その理屈が筋合ひです。しかし、かけないのは、展覧会、博覧会、遊園地というような性質から考えて、税をかけることは適当でないと、こういう考えじゃないでしようか。したがって、競馬や競輪を同じように考えると、いふようなことは、私は一貫してないと思ひます。入場料に税金をかけるのだというふうな一本やりの理屈でいった場合に、これは何で免税にしたのかと言いたくなりますが、どうですか。

○政府委員(村山達雄君) 論理でいいますと、おおよそそういうものについて課税すべし、こういう議論があると思ひますが……

○荒木正三郎君 いや、課税すべしとは言っていない。

○政府委員(村山達雄君) ただ、われわれの感覚でいいますとやはり入場税というものは、特にそれが消費税体系の中に取り込まれているということを考えますと、それが相当課税性を持つた料金である。ここにわれわれは間接税体系の中の入場税として考えておるわけでありす。その中に、もちろんそれはその差といつても分量的な問題でございます。またたとえば遊園地、こういったときと、今の演劇、映画というところには、かなり違いがあるのじゃないか……

○荒木正三郎君 内容が違つてしまふ。

○政府委員(村山達雄君) これは社会的な感覚でございます。子供連れで日曜日に遊園地に行った。なるほど施設を利用するために、料金は取つておる。これをやはり一種の娯楽的な消費税として、特別の消費税の体系の中に現段階で取り込まないといふてもいかぬかどうかというあたりでございます。そういう意味で、遊園地は私は一番そうだろうと思ひます。それから博覧会、展覧会、博覧会と申しまして、展覧会と申しまして、実際申しますと、いろいろなものがあると思ひます。しかし、まあ税のことでございます。それ、それはどこまかい区分をできるにせよ、またこまかい区分をするにせよ、それによって執行上、先ほどいろいろの技術論が展開されておるのでありますが、不公平になることも考えられます。そういうことから、この辺に一つの差を設けるとすれば一つのラ

インではなからうか、こういう考えで
今回はしたわけでございます。

○荒木正三郎君 この前にも説明があ
りましたけれども、イギリスあたりで
は映画に対して免税措置をする、これ
は私は非常な英断であると思うので
すね。やはり健全な娯楽に対して税を
かけるという考え方は、これはやめた
ほうがいいんじゃないかと思うので
すね。まあ国家の財政収入の問題も
あるだろうと思うのですがね。そうい
う点で、今回のかなりの減税は認めま
す。それから、その努力は認めますけ
れども、将来の方向としては、私は競
馬、競輪まで免税にしろと言つては
ないのですよ。しかし、健全な娯楽
で、ね、映画とかあるいは演劇とか音楽
とか、そういう健全な娯楽に対しては
今後は減税をする。あるいは理想とし
ては免税にするという方向に努力し
ていくべきではないかというふうに考
えるのですがね。これは主税局長に答
弁してもらつて、それからひとつ、政
務次官、政治的な立場でもって答弁
して下さい。

○政府委員(村山達雄君) われわれ
は、入場税が過目問題になっておりま
したが、今度五割以上の減税を断行し
たつもりでございます。実際申し上げ
ますと三割から一割に割れ落ちたと
いうことでございます。現在の段階で
は、この程度の負担はやむを得ないの
ではないかと考えております。将来の
問題につきましては、これがやはりこ
ういふ課税としては最低率の一割とい
う課税が適当だ、課税するとしても一
割が適当だ、こういう判断に基づいて
やっております。ですから、各種の消
費税のうち、最も大衆性のあ

るものだというふうにはわれわれも考
えておるわけでございます。今後この
負担をさらに軽減し、さらに撤廃で
きることという問題、これは将来の財
政需要の問題あるいは経済の伸び等
に伴う課税等の問題がございませ
ね。わかれわかれはそういうこの入
場税の性質というところにかんがみ
まして、将来もつと負担を軽減でき
る状態が来ることを望ましくと思
う、こういうふうな考えでおるわけ
でございます。

○政府委員(堀本宜実君) ただいま
主税局長からお答えいたしましたよう
に、将来の財政収入その他から、今
直ちにこれが撤廃をするわけにはな
かなかないと思つております。これは
個人の意見になるかとも存じませ
れども、健全な娯楽といふものそれ
自体は、やはり明日の創造といふ
一つの生活の力になるものだと存
じます。理想的に申し上げますと、
やはり税金は取らない。いろいろ選
択してやらなければならぬことは当
然でございます。おやおね健全な娯
楽といふものは、取らないほうがよ
ろしいのではないかと、こう考へる
のでございませう。しかし、今申し
上げましたように、これを撤廃、非課
税といたしますことは、国家財政等
から直ちに困難であろうかと存じ
ますが、将来は慎重に研究しなければ
ならぬことである、かように私考
へます。

○荒木正三郎君 それでは、主税局
長にお尋ねいたしますが、今連絡に
よりますと、衆議院で国税通則法並
びに国税通則法の関係法令整備法
が、本会議で通過したという話であ
りますが、しかし衆議院で、国税通
則法の何条で、たか、十三条、十
四条じゃないかと思

うのですが、修正になっているので
すね。私は前から、この委員会でも
問題にしてはいたわけですが、この入
場税の場合でも、二十八条は国税通
則法の十三條を基礎としてできてる
ので、国税通則法の審議を見ないで
入場税法をこゝで決定することはでき
ない、こういう法案審議の問題につ
いて主張しているわけですが、やは
り衆議院は、その点修正になってき
ておるわけですね。そうすると、参
議院でこの法案をそのまま可決した
としても、これはあとからまた修正
されることになる。こういう点につ
いて、どういふふうにお考えになつ
ておるか、お考えを聞きたいと思
うのでございます。

○政府委員(村山達雄君) 実はきの
う、衆議院の委員会におきまして、
修正案が出たわけでございます。こ
の修正案は、もちろん、国税通則法
の十三條そのものを根本的に改正
したもので、これは納税義務に関
する問題については、政府原案で
は、各税の適用に關して「法人と
みなす」と、こうありましたが、こ
の通則法の適用について法人と
みなすというところにしまして、各
税について人格なき社団が納税
義務があるかないかという問題は、
すべて各税法にまかしたわけござ
います。それと同時に、各税法の
納税義務に関する規定をこの政府
の提案以前の現行法の姿にすべて
戻しました。

同時に、罰則規定につきましても、
実は三つのタイプがございませう。
一つは、この通則法の整備に伴う
法律によつて、その罰則規定を入れ
ようとしておるものが、幾つかあ
つたわけでございますが、それは
整備法の原案そのものを修正しま
して直さないところ

で出しますと、こうやりました。そ
れから、おっしゃる通りにここにか
つております入場税、あるいは酒
税、トランプ類税、物品税につきま
しては、これは各税法の中に、人
格なき社団に關する罰則規定を提
案してございませう。これはまだ
国会に係属中でございませう。こ
れも今度の整備法の原案に追加
いたしました。これらの提案してい
るものは削除するというところで、
整備法で直すことにいたしました。
なお、すでに参議院、国会を通過
いたしました相続税、印紙税、それ
から通行税、これは両罰規定を持
つたまま通過したわけでございます
が、この整備法で追いつけてござ
います。その分を削除して現行法の
まゝの形にする、こういうことにな
りました。したがって、結論から申
しますと、納税義務に關する罰則
規定も、現行法と全く同じになる
という形において、国税通則法並
びに国税通則法の施行等に伴う関
係法令の整備等に關する法律が、
修正されて委員会を通過したわけ
でございます。したがって、いまし
て、これが国会を通過することに
なりましたと、結果におきまして
現行法と全く同じ形になる、こ
ういふことでございます。

○荒木正三郎君 それでは、入場
税は、今、審議の段階ですけれども、
すでに相続税、印紙税法は成立し
たわけですね。同じ国会でそれを
成立したものをまた修正する、そ
ういふことは前例がありますか。
前例があれば、話してもらいた
い。非常にこれは変則的な事態だ
と私は思ふのでございませう。
○政府委員(村山達雄君) 具体的
な前例を今ちょっと覚えておりま
せんが、これは衆議院の委員部の
ほうへ話をいたしましたら、もち
ろんこれは法律的に可能である、
のみならず前例があるやに聞いて
おります。詳しいことはあとで
調べたいと思つております。

○荒木正三郎君 そういうことは
前例がありますか、前例があれば
……
○政府委員(村山達雄君) 今、委員
部のほうにすぐ聞かせにやりました
から……

これは衆議院の委員部のほうへ話を
いたしましたら、もちろんこれは法
律的に可能である、のみならず前
例があるやに聞いております。詳
しいことはあとで調べたいと思
つております。

○荒木正三郎君 それでは、この入
場税法、もう間もなく採決という
ことになると思うのですが、しかし
入場税法の二十八条、これは当然
もう削除になることはわかり切つ
てゐる。それをわかり切つてゐる
というならば、委員会でもこれを
採決するということとは、どうい
うことになるのですか。これをこ
のまま採決するということとは、
どういふことになるのでしょうか。

○政府委員(村山達雄君) どうい
う意味になるかと申しますと、衆
議院ではこういうことを言つてお
りました。かゝるに、今まで罰則
規定を持たない各税法に罰則規定
が入つております。しかし、これは
、これは、国税通則法の十三條が
通らなければ、これは印刷にすぎ
ぬ、死文になってしまう。したが
つて、問題は、通則法十三條がど
うなるかということによつてきま
まるのだ。だから、その問題はそ
れとして、通則法の問題として考
へて、この審議をする、こゝで
実は通過して参つたわけござい
ませう。

○荒木正三郎君 私は、この問題
について、入場税法については、
政府に対する質問はこれで終わ
りますが、参議院の法制局長を
呼んででもらいた

法制的な手続の取り扱いについて
ちよつと尋ねておきたい。

○委員長(棚橋小虎君) それでは、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は御発言願います。

○荒木正三郎君 この非課税扱いにな
る三十万円を五十万円に引き上げた問
題、これは前の委員会でかなり質問を
しましたので省略をいたしますが、今
度は新しくこの有価証券を非課税扱い
にするということに——これは命令で
追加するというふうになっておるので
すか。

○説明員(佐竹浩君) これは従来の法律でも有価証券は貯蓄の対象として定められておりました。その場合に、国債、地方債というふうに法律上はつき

り掲げられておったわけでありましたが、今回改めてようとしておりますのは、従来の国債、地方債等をこれは引き続き対象として考えております。ただ、そのほかに、従来のいわゆる国債、地方債として特掲されておるもの以外、やはり減税対象として考えるべき有価証券というものが出てくるわけであります。これに備えて、一応法律上は有価証券ということで言っておきまして、その内容についてこれを命令で定める、かようにいたしておるわけであります。

○荒木正三郎君 それで、私の言葉いかいが間違つておったのかもしれません、今度命令で新しく追加するものはいわゆる投資信託ですね。これを追加しようというのじゃないですか。

○説明員(佐竹浩君) 御指摘のいわゆる公社債投資信託の問題につきまゝ

て、これはいわゆる審議と申しますか、検討の対象にはなっておるわけですが、まだその点についてはっきり結論を実は得ておりません。目検下討中の段階であります。

○荒木正三郎君　この前の委員会で、

が。

○説明員（佐竹浩君） どうも失礼いたしました。私の言葉が足りないためにたいへん失礼いたしました。対象として入れる道を開く。ただ、いつこれを入れるか、どういう方法で入れるかということについて実は検討いたしておる。入れることは予定しております。

○荒木正三郎君　今の説明ではどうもあいまいなように思うのですが、入れる道を開く、いつ入れるかわからないということはどういうことですか。政府としては入れようと考えているのか、あるいはそんなことはきまっていないのか、説明してもらいたいと考えます。

○説明員(佐竹浩君) 政府といたしましては、入りたいと思っておるわけでありませう。ただ、問題は、現在の公判債投資信託、これは先生十分御承知かと思つたのでございますが、現状の姿にいろいろの問題がございます。先般の証券取引審議会におきまして、いわゆる健全な貯蓄手段、つまり健全な貯蓄手段としての態勢を整えるように改善を要する点がある、こういう御意見でございました。その線に沿つて改善に努めておるわけでありませう。そこ

で問題は、健全な貯蓄手段として確立をされることが必要でございますので、その点につき現在検討をいたしております。したがいまして、いわゆる健全な貯蓄手段ということで態勢が確立いたしますれば、これを直ちに

○荒木正三郎君 この問題について銀行協会等が強く反対しているというような新聞報道がありましたが、銀行協会の反対している理由は何ですか。

○説明員 佐竹浩奎） 銚子協会がこと
に積極的に反対をしているというわけ
ではないと思うのですが、お
そらくは、ちょうどこの四月、本国会
を通過していただきましたのに、四
月一日から実施に移るわけでありま
す。その間に半年間経過期間がござい

まして、従来のものを逐次整理して新法に載せて参る、そういう経過の間のいろいろな事務が錯雑するという問題もございましょう。そのような状態のときに、また新たないわゆる貯蓄手段としてのものが登場してくることによって、多少あるいは心理的に不安を持つ向きもあるいはあるのかも知れません。

す。
○荒木正三郎君 どうもこの問題、すつきりした答弁を得られないように思うのですが、投資信託、これは不安定な要素を持つておる。私もそう思うのですが、それをどういうふうに措置するれば不安定な要素がなくなってくるのか。
○説明員(佐竹浩君) これはやはり一番大きなポイントは、もともと公社債

投資信託と申しますものは、公社債がいわば主たる財産構成となる、そういう信託財産を予定いたすわけでございます。したがって、こういうものに向かつてくるつまり資金と申しますか、これはいわば長期の安定した貯蓄というものを吸収して参ることが主眼だろうかと思えます。その意味で、現在の制度というものが発足早々でございまして、若干まだ不備がありますために、必ずしも長期安定貯蓄として落着かせるといふ態勢においていささか欠けるところがあるのじゃないか。まあ、端的に申しますと、つまりいわゆる換金性と申しますか、売り戻し、解約というものが比較的容易にできる。また、途中でごく短期に売り戻しをいたし、もしくは解約をいたしました場合にも、かなりの利回りに回るといふようなことで、本来長期安定して落ち着くべきものが、そこへ短期的な資金が入り込んだというようなことが実は実情でございます。これではもともと公社債投資というものを斡けられた本来の趣旨が十分に達成されておられないうらみがあるものでございしますから、そこでその点における、つまりいわゆる長期安定貯蓄の形態としてふさわしいような形に持っていく、こういうことが主眼になろうかと思えます。

○荒木正三郎君　公社債の投資信託で

流通性ですね、売買ですね、非常にやかましい問題となっておりますので、これは大蔵省としてはどういう考えを持っておりますか。

○説明員(佐竹浩君) ただいま御指摘の問題につきましては、先般二十三

日、例の証券取引審議会がございまして、まあ大蔵省はかねてから公社債の流動化対策という問題につきまして審議会の意見を求めておったわけでございます。それに対して意見が取りまとめられて出て参ったわけでござ

の審議会の御意見に沿つて本件を処理して参りたい、かように考えております。

○荒木正三郎君　どういふ内容か、説明して下さい。

と、いわゆる本来の意味における公社債の流動化対策という問題は、いわゆる価格が自由にきめられるということが前提にならなければならない。それにはやはり金融その他のいわゆる環境が正常化してこないと、それも実現し

がたい。現在の段階では、いわゆる自由な価格で取り引きをするということ
は、実際上なかなかむずかしいわけで
ございます。そういうような事態にお
いてこの流動化を考えた場合にはどう
いう方法があるかということになりま
して、一つは証券金融会社を通じて融
通をいたす、担保金融をいたすとい
うことが考えられておるのであります
が、これについては、現在のような時
点で行ないますと、一時的な買い取
り機関に化すおそれがある、つまり
売りばかりございまして買いがないと
いうことになって、結局、証券金融
社が一種の買い取り機関として公社
債を出さなければならぬような状態
になる。これはやはりそのしりが日
銀信用ということに結びついて参
りますと、いわゆる日銀の追加信用
によって公社債が発行されるという
結果になりかねない。

ない。これは好ましくないから、その案はとらない。結局、結論としましては、公社債に關係の深い市中銀行、いわゆる証券会社との間の取引銀行があるわけでございしますが、その引銀行がお互い協議をいたしまして、そうしてこの金融の融通について考える。その場合に担保としていわゆる公社債というものを取っていくことも考えていく。ただ、それについての具体的ないろいろの実施にあつての方法等については、なお大蔵省、日本銀行等の關係者において十分協議してきめることが望ましい、こういう内容でございします。

○委員長(棚橋小虎君) 速記をとめて。
〔午後三時五十二分速記中止〕
〔午後四時十一分速記開始〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけて下さい。

○委員長(棚橋小虎君) 入場税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(棚橋小虎君) 速記をとめて。
〔午後三時五十二分速記中止〕
〔午後四時十一分速記開始〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけて下さい。

○委員長(棚橋小虎君) 入場税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(棚橋小虎君) 速記をとめて。
〔午後三時五十二分速記中止〕
〔午後四時十一分速記開始〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけて下さい。

て、本委員会において二十八条の改正規定をこのまま上げるといふことがどういふことかという御質問でございしますが、それは字句としては、二十八条の改正規定そのまゝの字句が委員会として御決定になるわけですが、それが法規範化して効力を持つかどうかということは、後日国税通則法の審議の際に衆議院と同様の議決が本院でなされて、それが法律として後日成立すれば、先に決定された二十八条の改正規定は空文になるし、またかりに、後日の審議の経過において、国税通則法の十三、十四条の規定が——これは机上の空論でございしますけれども、十三、十四条の規定が、将来衆議院の議決とは違つて、そのものが法律として成立したとかりに仮定いたしますれば、そのときは、二十八条の改正規定は息を吹き返して動いてくる、こういう關係になるわけでございますから、本委員会でも入場税法の二十八条を政府提案のまま議論するといふことは、後日の通則法の十三、十四条の規定の運命によって生きるか死ぬかはきまつてくる、こういう状態で議決されることになるかと思ひます。

○委員長(棚橋小虎君) 速記をとめて。
〔午後三時五十二分速記中止〕
〔午後四時十一分速記開始〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけて下さい。

○委員長(棚橋小虎君) 速記をとめて。
〔午後三時五十二分速記中止〕
〔午後四時十一分速記開始〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけて下さい。

○委員長(棚橋小虎君) 速記をとめて。
〔午後三時五十二分速記中止〕
〔午後四時十一分速記開始〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけて下さい。

○委員長(棚橋小虎君) 速記をとめて。
〔午後三時五十二分速記中止〕
〔午後四時十一分速記開始〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけて下さい。

○委員長(棚橋小虎君) 速記をとめて。
〔午後三時五十二分速記中止〕
〔午後四時十一分速記開始〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけて下さい。

在の段階においては法律論としては差しつかえないと考えます。
○荒木正三郎君 そういう前例があれば、その前例をひとつ説明してもらいたいと思ひます。
○法制局長(斎藤卯郎君) ちょっと急なこと、今法制局で調べ上げた前例は、私まだ承知いたしませんけれども……
○委員長(棚橋小虎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけて下さい。

○委員長(棚橋小虎君) 速記をとめて。
〔午後三時五十二分速記中止〕
〔午後四時十一分速記開始〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけて下さい。

○委員長(棚橋小虎君) 速記をとめて。
〔午後三時五十二分速記中止〕
〔午後四時十一分速記開始〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけて下さい。

い、こういう統計が出ておるわけであり、こういう点から考えると、五十万円に引き上げるといふ必要がないというふうに考えられます。それから、反対の第二点といたしましては、こういう恩典は結局高所得者にこれを乱用する機会を与える、このために脱税が行なわれるというおそれが十分にあり、このことは従来の例から見ても明らかであります。そういう点で、高所得者を擁護するためにできたものだというふうには考えざるを得ないのです。こういう二点をあげて反対をするものであります。

○原島宏治君 国民貯蓄組合法は、今まで話がありましたとおり、従来これを悪用するという点が論議されてきたのであります。今後多分にそうしたおそれがあると思ふのです。そこで、政府といたしましては、この際行政上の指導監督を徹底していただいで、乱用等のないように十分気をつけていただくことを要望して、本案に賛成いたします。

○委員長(棚橋小虎君) 委員の異動について報告いたします。

本日付をもって委員前田君が辞任され、その補欠として村山君が委員に選任されました。

○委員長(棚橋小虎君) はかに御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(棚橋小虎君) 多数でござい、ます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(棚橋小虎君) 次に、トランプ類税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は御発言願います。別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。トランプ類税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(棚橋小虎君) 多数でござい、ます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(棚橋小虎君) 次に、入場税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は御発言願います。別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表いたしましたして、この法案に反対の意見を述べたいと思ひます。

大体、文化生活、娯楽に課税すること自体が不当である。この入場税は、僕は憲法の精神にも反しておると思うのです。入場税は、合計しましたところによりますと、百億足らずの税額と聞いています。今日税金は、毎年自然増で非常にたくさん税金が集まり、またこの委員会が審議されるところの租税特別措置法、この租税特別措置によりまして多額の税金が独占資本やなんかにとにかく免除をされていくというこの現状を見ますならば、わ

ずか百億足らずの税金を大衆のふところから取り立てるといふような、そういうことは私は即刻やめるべきものだ、こう思うのです。大蔵当局の答弁によりますと、音楽会へ行く人の入場税を取るのには、これは担税能力があるからだ、こういうふうな言い方をしておりますが、はたして音楽会に行く人に担税能力があるから音楽会に行くかどうかということは、大きな問題があると思ひます。かりに生活保護を受けている人が音楽会に行った場合、生活保護を受けている人に担税能力があるから音楽会に行くといふことは私は言えないと思ひます。いわゆる所得税をかけたレベル以下の人でも音楽会にたくさん行き、また映画会にもたくさん行くといふのが私は現状だと思ひます。それは人生に潤いを与えるために文化生活の立場からやっていると、担税能力があるからどうのこうのといふ、こういう筋合いのものでは私はないと思ひます。だから、こういう課税はやめなければいけない。私は、娯楽といふものは人間が生きていく上において食糧にもひとしいものだと思ひます。食糧に税金がかかるように、やはり娯楽には税金はかけるべきでないとと思ひます。こういう観点から、わが党は入場税撤廃を主張して今日まできておりますが、その立場から私はこの入場税法にも断固として反対せざるを得ないのであります。

○荒木正三郎君 私は、ただいま議題になつておる法案について、日本社会党を代表して賛成の意見を述べます。日本社会党の方針としては、原則として映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ等の入場税を廃止する、廃止すべき

という考えは持つております。しかし、そういう立場からいへば、今回の改正はなお不満な点があります。けれども、従来こういう入場税に課せられた三〇%、二〇%、あるいは一〇%という課税を、一律に一〇%に引き下げたといふことは、これはかなりの減税であり、これは、第二種の展覧会、博覧会、遊園地等の入場税を廃止したといふことは非常な進歩であります。漸進的なものではあります、かなりの減税をして、そういう意味において賛成するわけであり、また、将来の問題としては、やはりこういう税は廃止すべきであるといふ方針で政府においても十分検討してもらいたい、こういう要望を付して賛成意見を述べます。

○委員長(棚橋小虎君) はかに御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。入場税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(棚橋小虎君) 多数でござい、ます。よって、本案は多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。本日はこれにて散会いたします。午後四時三十八分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、関税法及関税暫定措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十一日)

三月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、会計年度の暦年制に関する請願(第二三〇五号)

一、在外財産補償に関する請願(第二二五六号)

一、証券取引法第百三条改正に関する請願(第二三〇一号)

一、公認会計士法の一部改正に関する請願(第二三二八号)

第二三〇五号 昭和三十七年三月九日受理

会計年度の暦年制に関する請願

請願者 新潟県議会議長 佐伯利作

紹介議員 小柳 牧衛君

地方財政が国庫に相当部分を依存している現状と事業が国庫支出金、起債等の内示、もしくは、決定をまつて執行されている実態により、北海道、東北、北陸及び山陰地方等の地方公共団体の諸事業の執行は、積雪、融雪等気象条件の劣悪な冬期に最盛期をむかえ、工事施工の適期を失っているのが実情である。国の会計年度と地方公共団体の会計年度が同一であることから

生ずるこれらの実情に即しない制度の不合理は、特に積雪寒冷地帯に集約的にあらわれ、毎年度、事業の円滑な執行を妨げ、予算の効率的使用及び計画的運営と住民福祉に重大な障害となつていくことにかんがみ、これまで、地方財政の見地から国の会計年度を暦年制に改革するよう検討を要望してきたが、雪害対策に関する根本的施策確立の一環としてもその実現が強く要望されるものであるから、政府はこれらの

実情にかんがみ、目下検討されている地方財務会計制度調査会小委員会の地方財務制度の改革に関する答申案に指摘されているように、現行の国の会計年度を暦年制に改革せられたいとの請願。

第二二五六号 昭和三十七年三月十二日受理

在外財産補償に関する請願

請願者 静岡市北安東町一二一引揚者団体静岡県連合会内 松岡義平

紹介議員 鈴木 万平君

海外に残置した日本国民の私有財産のうち韓国にあるものはアメリカ占領軍の不法行為により没収され、また旧連合国及びこれと交戦した国並びに中立国にあるものは国家の賠償に充てられて処分され、その他の地域にあるものは懸案のまま放置されている。更に終戦後現地で在外公館等に対する立替金、朝鮮銀行、台湾銀行を始め各金融機関の預貯金の払いもどし、簡易生命保険、中国における生命保険等の諸問題が未解決のまま懸案として残されていることは、まことに遺憾の窮みであるから、引揚者の在外財産補償問題に

ついては、これを放置することなく早急に根本的処理の原則を確立し一日も早く解決せられたいとの請願。

第二三〇一号 昭和三十七年三月十四日受理

証券取引法第百三条改正に関する請願

請願者 京都市上京区中立売通猪熊東入役人町二四六 松村政雄外五名

紹介議員 徳永 正利君

旧計理士法が廃止せられ公認計士法中旧計理士法の一部が認められているが、わが国企業会計の歴史、計理士の社会的職能を通じこのような状態で放置しておくことは世界列国にも例をみない暴挙であるから、証券取引法第百三条を改正して計理士が資本金一億円以上の上場会社の監査を公認計士と同様になし得るようせられたいとの請願。

第二三二八号 昭和三十七年三月十五日受理

公認計士法の一部改正に関する請願

請願者 神戸市東灘区本山町小路字出口七八日本計理検査協会員 木村植橋

紹介議員 高瀬莊太郎君

公認計士法制定実施後十五年になり、登録公認計士数は、千六百をこえ、証券取引法による法定監査は軌道に乗ったが、最近外資の導入、貿易為替の自由化等に伴い、その社会的国際的役割はますます重大となつてきたので、これが国際的水準の確立と、国際的信用向上をはかるため、公認計士法について、(一)第二条第四項に「公

認計士は、当然税理士の事務を行なうことができる」の規定を設けて職域の拡大をはかること、(二)第六条の第一次試験科目に「英語」を加えること、(三)第十条の二に「公認計士試験において、第三次試験科目のうちの一部の科目について一定基準以上の成績を得た者に対しては、その申請により、その後五年以内に行なわれる公認計士試験において、当該科目の試験を免除する」の規定を設けること、(四)第十一條中の一年を二年に、二年を三年に改めて実務修習期間の延長をはかること等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十七年四月四日印刷

昭和三十七年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局